出席議員（１８名）

１番	石森靖明 君	２番	伊東　潤 君
３番	吉田　清 君	４番	小田部峰之 君
５番	森　裕樹 君	６番	加藤　滋 君
７番	安藤義憲 君	８番	佐久間光洋 君
９番	平間幸弘 君	１０番	桜場政行 君
１１番	吉田和夫 君	１２番	秋本好則 君
１３番	大坂三男 君	１４番	佐々木裕子 君
１５番	広沢　真 君	１６番	白内恵美子 君
１７番	平間奈緒美 君	１８番	髙橋たい子 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口　茂 君
副町長	水戸敏見 君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴 君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一 君
まちづくり政策課長	沖館淳一 君
財政課長	藤原輝美幸 君
税務課長	遠藤　稔 君
町民環境課長	日置幸枝 君
健康推進課長	佐藤正人 君
福祉課長	佐藤　潤 君
子ども家庭課長	工藤昌之 君

農政課長併 農業委員会事務局長	熊谷英樹　君
商工観光課長	天野　敬　君
都市建設課長	池田清勝　君
上下水道課長	平間一行　君
危機管理監	平間信弘　君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則　君
教育総務課長	小林威仁　君
生涯学習課長	大宮かつ子　君
スポーツ振興課長補佐	高橋秀治　君

その他の部局

代表監査委員	大宮正博　君

事務局職員出席者

議会事務局長	大山　薫
次長	高木信孝
主幹	今野裕介
主事	佐藤麻美

議事日程　（第４号）

令和５年９月７日（木曜日）　午前９時３０分　開　議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　一般質問

(12)　佐久間　光　洋　議員

(13)　石　森　靖　明　議員

第　３　議案第１１号　柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

第　４　議案第１２号　柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

第　５　議案第１３号　柴田町町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

第　６　議案第１４号　柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

第　７　議案第１５号　財産の取得について（船岡城址公園用地）

第　８　議案第１６号　令和５年度柴田町一般会計補正予算

第　９　議案第１７号　令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

第１０　議案第１８号　令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第１１　議案第１９号　令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第１２　議案第２０号　令和５年度柴田町水道事業会計補正予算

第１３　議案第２１号　令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前９時３０分　　開　議

○議長（髙橋たい子君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋たい子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番白内恵美子さん、17番平間奈緒美さんを指名いたします。

次の日程に入る前に、昨日の一般質問について、白内恵美子さんから、住民参加による新図書館の建設をの再質問での発言を訂正したい旨の申出がありましたので、これを許します。

白内議員、どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　おはようございます。白内です。

昨日の私の一般質問の３問目、住民参加による新図書館の建設をの再質問の際に、不適切な表現がありましたので、２点訂正いたします。

１点目「手抜きです」は、「ちゃんと手順を踏むべきではないですか」。

２点目「退化です」は、「進化とは言えないと思います」この２点です。よろしくお願いいたします。

日程第２　一般質問

○議長（髙橋たい子君）　日程第２、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

８番佐久間光洋君、質問席において質問してください。

〔８番　佐久間光洋君　登壇〕

○８番（佐久間光洋君）　８番佐久間光洋です。

大綱２問、質問いたします。

１．自治体ＤＸの推進について伺う。

国や地方自治体において、事務のデジタル化が進んでおり、いわば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）が求められています。

こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」これは（2020年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体ＤＸを推進する意義は大きいとし、政府においては、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と、国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図るとされ、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）において、自治体に関連する施策も多く盛り込まれたところです。こうした情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとされています。

このデジタル化の流れは時間とともに全国に普及するものだと思いますので、柴田町としてはどのような方針でこれに対応していくのか伺います。

１）これまでは自治体のシステムの実態に合わせて新たなシステムが構築されるというのが一般的でしたが、このたび国がデータの標準化・共通化を出したことにより各社がそれに沿った形でのサービスを提供するようになりました。いわば製品をメニューから選ぶというスタイルになったのです。通常業務の様々な分野のサービスが取り揃えられており、迷うほどの製品が発表されております。例えば、窓口業務に関することで最近言われている言葉に「書かない窓口」「待たない窓口」というものがありますが、これが実現するようなシステム導入は考えていますか。

２）ＤＸシステムとの接点ではスマートフォンを使うことが要求されることが多くありますが、苦手な方々がおられるのは事実としてあります。スマートフォンは、各種手続や通知、連絡手段などとしても欠かすことのできないものとなっています。できる限り多くの人に操作を覚えてもらってこの時代の波に乗るしか方法はないと考えます。同時にスマホを使った犯罪も各地で起きており、対策も必要と考えますが、どのような対応されていますか。

３）自治体ＤＸの中には防災に関するものも含んでおります。一級河川である白石川や阿武

隈川は、はるかかなたの上流から流域を含めた大きな範囲の自然現象の結果として、この地点での危険性に関連してくるのですが、一方の内水は周辺の山林や平地に降った雨の量に関わる比較的狭い領域での現象ですから、一級河川の水位とは別の対応が必要となります。

ローカルな地域の水位を取得することによって、予想される災害に前もって対応することができるようにするのが目的なのです。避難するだけが方法ではありません。車や家財などの財産を守ることも、その後の復旧に向けての大切な対応策です。そういった対応策を、いつ、どこの時点で始めたらよいかの判断に結び付けるのがローカルな地点の水位データという位置づけになります。

災害の現場は千差万別で、一つの警報で片付くほど単純なものではありません。個々の状況は全て違いますので最後は個人の判断に頼る以外にありません。その判断を手助けするのが、この水位のデータです。

こういった災害情報にデジタル技術を使って幅広く発信することも自治体ＤＸの一つの形だと思いますが、取り組んでいただけるのか見解を伺います。

４）オープンデータについて。

各自治体がオープンデータを公開しています。あまり目立たない分野ですが、国の施策に基づいた業務です、近隣の市町村との比較をしてみましたら、村田町と柴田町が掲載しているデータの数が10件程度という状況で、その他は１件から２件あるいは数件といった状況でした。ある所とない所の差が歴然としていたので、当町は積極的な自治体の一角ということになります。また、人口のデータに関しては、月ごとの集計が出されておりまして、キメの細かいデータとして作成者の配慮が感じられました。レースに例えると頭一つ抜け出しているといった状況だと見ております。担当者の努力に敬意を表します。今後はこのペースで継続するのか、何か増やしていくのか伺います。

２問目、図書館に地元コーナーの設置を求める。

図書館の建設に向けて様々な検討がなされている状況だと思いますが、私から提案を一つさせていただきます。

それは、図書館のレイアウトと言いますか、構成と言いますか、そういったものなんですが、わかりやすく言うと「地元コーナー」を目立つように展開してほしいということです。柴田町のコーナーと言っても構いません。私の町はこういう町だということを、今いる図書館は柴田町の図書館だということが分かる雰囲気にするということです。もちろん内容的には取りそろえることなど必要ですが、そういったデザインを提案いたします。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。１問目、町長。２問目教育長。

最初に、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　佐久間光洋議員、自治体ＤＸに関して４点ございましたので、随時お答えします。

まず、「書かない窓口」「待たない窓口」ということでございます。

まず、「書かないワンストップ窓口」とは、マイナンバーカードの有無にかかわらず、デジタルに不慣れな方も含め、来庁者が申請書に記入することなく、各種証明書の発行や住民異動届などの手続ができる窓口のことです。

現在、先行自治体で導入されている「書かない窓口」は、マイナンバーカード等から氏名や住所等を機械で読み取り申請書を自動作成するものや、窓口で職員が申請者から必要な情報を聞き取り、タブレットなどに入力し、申請書を作成するタイプがあります。これによって申請者の負担軽減や待ち時間の短縮はもとより、申請書をシステム内で作成することからペーパーレス化が図れるものでございます。

町では、来庁し証明書等を窓口で申請された方に対しては、マイナンバーカードがあれば、申請書を記入することなく証明書発行ができる窓口専用端末を設置し、利便性の向上を図っているところでございます。

窓口業務については「書かない」「待たない」ことも重要ですが、そもそも「役場に行かなくてもよい」ということが、町民の利便性の向上に大きく寄与するものと考えております。町では昨年１月から戸籍抄本、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑証明書、課税非課税証明書のコンビニでの証明書交付を開始しております。また、今年２月からは転出手続などについて、「引っ越しワンストップサービス」によりオンラインでの手続を開始しました。

「書かない窓口」「待たない窓口」のシステム導入については、先進自治体において運用が開始されて間もないことや、各自治体においては、窓口の形態や各課窓口業務の流れなどに違いもあることから、まずは情報収集を行い、柴田町に合った窓口業務の流れや、それを効果的に進められるサービスやシステムについて調査研究してまいります。

２点目、社会のデジタル化が進む中で、スマートフォンは最も身近なデジタル機器の一つですが、特に高齢者の方はスマートフォンを所有している方であっても機能のごく一部しか使用できず、デジタル化の恩恵を十分に受けられない方が多くいます。また、スマートフォンやイ

ンターネットに関する知識が不十分なために、思いもよらない詐欺や犯罪に巻き込まれる方も後を絶ちません。

町では、昨年度から「インターネットやコンピューターを使える人と使えない人との間に生じる格差」いわゆるデジタルデバイドへの対策として、高齢者を対象としたスマートフォン講座を実施しており、その中で、スマートフォンを安全に使用するために必要なことや注意すべきことを学んでいただいております。一人でも多くの方にスマートフォンを安心して利用してもらえるよう、今年度は、昨年度より回数やメニューを増やし、講座を実施しているところでございます。

３点目、防災関係における自治体のＤＸです。

防災関連へのデジタル技術の活用については、町に見合った技術やシステムであれば、積極的に活用していく考えです。しかし、気候変動により想定を上回る降雨量の増加や、全国で頻発する規模の大きい地震などの自然災害に対しては、デジタル技術を活用すれば全てに対応できるわけでないこともご理解いただきたいと思います。

このことから、佐久間議員が考えるローカルな水位を取得することによって、効果的に「車や財産を守ることやその後の復旧に向けた対応策」につなげることが可能であれば利用価値が高いと思います。しかしながら、特に水害については、水位の上昇ばかりではなく、堤防の強度による決壊などその他の複合的要因で発災することから、局所的な一部水位の数値だけをもってリスクの判断を下すことは危険だと考えております。データ情報は、あくまで避難などをする際の目安の一つとして捉え、行動することが重要でございます。

今後、ローカルな地点の水位データを有効に活用するためには、観測地点の数や精度、中小河川に特有の急激な水位上昇予測の難しさなどを見極めていく必要がございます。

４点目、オープンデータについてです。

オープンデータは、町が保有する公共データを適切に公開し、企業や個人が活用することで、新たなサービスが創出され、日常生活の改善や地域の課題解決に役立つと期待されております。

オープンデータを所管するデジタル庁は31種類のデータを「自治体標準オープンデータセット」として示しており、現在、柴田町では「宮城県及び市町村共同オープンデータポータルサイト」において、公共施設一覧やＡＥＤ設置場所一覧、子育て施設一覧など７種類11項目のデータを掲載しております。

オープンデータは、より多くの自治体が参加し、データを公開していくことで効果が生まれるものであり、全国的に足並みをそろえて取り組みを進めていく必要があることから、町とし

ては今後も可能な限り公共データを整理し、オープンデータとして掲載してまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　次に、教育長。

○教育長（船迫邦則君）　佐久間光洋議員の大綱２問目、図書館への地元コーナーの設置についてお答えします。

新図書館の全体的なレイアウトやそれぞれのコーナーの構成については、町民の方からもご意見をいただくとともに、新図書館建設アドバイザーの山崎博樹氏、宮城大学の平岡善浩教授からご指導いただきながら進めてまいりたいと考えております。

佐久間議員からご提案いただいた「地元コーナー」の設置につきましては、「樅ノ木は残った」コーナーや「小室　達」コーナーを設置するなど、郷土史に関連する資料のコーナーを充実させる必要があると考えています。

また、本町は、全国の「さくら名所100選の地」に選ばれておりますので、「日本さくら名所100選」コーナーや「花のまち柴田」をＰＲする「花のまちのブランド化推進」コーナーを設置し、本の展示と、デジタルコンテンツを活用し、視覚に訴える情報発信ができるコーナーを検討してまいります。

なお、こうした郷土資料などの「地元コーナー」の設置場所につきましては、現在進めている、都市再生整備計画の中では、新図書館に限定せずに、しばたの郷土館も視野に入れて検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　佐久間光洋君、再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　それでは、自治体ＤＸの１点目です。

今、町長の答弁でいろいろ検討しているふうには受け止めました。いろいろなシステムがあって基幹業務という通常の業務、それから住民と接する部分の業務とかいろいろあるわけなんですけれども、経費をかけてそういったものを導入するという恩恵を感じられるというふうな部分で、町民課のほうの住民票なんかをよく取るところのあの窓口、そこにちょっと焦点を当ててお話をしたいと思うんですけれども、どんなふうになるんだろうというふうに考えたときに、自分たちの生活でいうと、最近はスーパーにセルフレジというのができまして、端末がずっとこう並んでいるあの状況をちょっとイメージしてみたんですけれども、そういったものなのかどうか。その辺はどんなふうになるのか。その辺のところの見通しは、まだ先の話なんですけれども、検討されていましたら説明をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　町民環境課の窓口なんですけれども、今年の10月からキャッシュカードとか使えるように、そういったものを導入するようにしておりますので、大型店のようなそういったセルフレジですかというのは、今のところはまだ考えておりません。すみませんクレジットカードです。クレジットカードとか、あといろいろな何とかペイとかってあると思うんですけれども、電子マネー、そういったものが使えるように今年の10月から、窓口のレジを改修します。それと、現金も使用するようになりますので、まずはそこからレジのほうは入っていきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　そうするといわゆるディスプレーがずらっと並んだみたいな、それこそ今どきのというか、そういう雰囲気とはちょっと違って、いろいろな細かな機械がちょこちょこっと増えたというふうな、そんなイメージなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　レジに関して言えば、小さい端末を窓口に用意しまして、クレジットカードが差し込めるものになります。自分で選択するというよりは、お客さん何で支払いをしますかというのを聞いて、うちのほうでそういった操作をして、精算をしていただくということになります。端末２台はコンパクトな小さいものなんですけれども、それを入れたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　はい、分かりました。

　これからのことですからなかなかはっきりしたことは言えないかとは思います。先ほどの町長答弁にもありましたんですが、先進自治体といって、実際にそういった導入してやってみているというところが、もう多分四、五年前から始まっているはずなんですけれども、そういったところの調査というか、その辺のところの状況なんかは見ておられますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　セルフレジの件でよろしかったでしょうか。（「じゃなくて、先進自治体の調査なんかはしていますか」の声あり）窓口全体の窓口の業務で書かない窓口とか、そういったものをということで、岩沼さんとか名取さんとかの話は聞いていまして、書かない窓口というのはどういったものなのかっていうのはいろいろ教えていただいていたところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　じゃあ装置のレイアウトとかそういうのを実際に見ているわけではなくて、情報として聞いているというふうなことなんでしょうか。今さっき、こういった窓口になるという説明をしていただきましたけれども、先進自治体というのは、実際に機械置いてやっているんだと思う、私も見ていないからはっきりしたことは言えませんけれども、そういったイメージとはちょっと、さっきの答弁でいろいろな機械が入りますよというのとはちょっと風景が違うかなというふうな感じなのか。聞いている意味分かりますか。

○議長（髙橋たい子君）　大丈夫ですか。答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　現地までは見には行ってはいないんですけれども、うちのコンビニ交付をやっている業者さんから、そういった書かない窓口のデモとかは見せていただきまして、そこは岩沼さんと同じ業者だったんですけれども、こういったイメージになりますっていうもののデモは職員のほうで受けさせてもらっていました。

　ただ、窓口業務はうちは職員が直営でやっておりますし、ほかの自治体だと、そこを委託業者の人がやっていたりしますので、ケースバイケースで、柴田町の場合は今のところ直営でやっているものですから、そういったイメージで、どういった書かない窓口っていうイメージになるのかというのは、業者の方には聞いてはいます。ただ、それは経費のかかる話ですし、国のほうで推進している標準化という前の話になりますと、そういった経費が相当かかると思いますので、今のところは導入するという話までには進んでいないところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　書かない窓口といういわゆるキャッチフレーズみたいなのは、飛びつきやすいっていうか、理解しやすいっていうか、そういう言葉なんですけれども、実際に書かないでどうやって窓口で申請するんだっていうとこからはじめて考えると、なかなか奥深いものがあって、例えばチェックする項目が書いたものと、こっちの帳簿にあるものと合っているかどうかチェックしなきゃなんないとか何とかって、そういった作業を、例えば正確なものであるってことが分かっていればしなくても済むとか、そういった業務の効率化とか、いろんな要素なんかも含んでおって、そういったところは利用する側のほうからはなかなか見えない部分ではあると思うんです。でも今、言われたように、経費とかをかけて、そういったものを設置するわけですから、できる限りその利用する側の町民のほうに「いや便利になったこだあ」と、こう言われるような反応ですね、そういったもの、あとはとにかくスマホなんかを使っていろんな入力の手助け、マイナンバーカードもそうですけど、そういったものを使ってデジタ

ル社会になっていくんだ、そういう便利さを味わえるんだっていうふうなところを早く慣れて、早く実感してもらいたいなというふうな意味で、窓口のほうにちょっと重点的にそういったものを展開してほしいと、こういった要望でございます。これからですから、様子を伺って見ていくことにいたしますが、それについて感想を一言お願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　書かない窓口なんですけれども、いろいろそれの資料を見ていたんですが、まず、一番適格なのは、マイナンバーカードを用いて、マイナンバーカードをお客様が読み取って、その読み取った情報を今度いろいろＯＣＲというのがありましてスキャナーみたいなのでかけて読み取るっていうやり方もありますし、あとはお客さんがそこでタッチパネルを使って、マイナンバーを置いて、タッチパネル、お客様のお名前だとかというふうになって、書かない窓口というのをやっていくやり方とかいろいろありますが、そのほかに最初からマイナンバーカードないお客様については、職員が聞き取って、その情報を入れていく、あと免許証まで読み取るっていうようなシステムも準備しているというところもありました。

ただ、そういうものをやるに当たっては、やはりいろいろ今のところは国に登録している業者さんというのが４社程度ぐらいしかいないので、ほかの自治体は、まだそういった国で共通化してそういう事業を上げていくというところには、まだ、どこも参加していないんですね。

ただ、業者さんだけが国が進めているような事業に上がっているのが今４社だけの状態でして、役場職員もウェブ会議でこういうことになってきますよというのを今年初めて研修を受けている状態ですので、本当に、どの業者を使って、町の将来の書かない窓口を進めていくかということになると、やはり令和７年度までに基幹系システムの標準化というのもありますので、そういった物がそろった後でないと、コストとかのことを考えますと、今のところはオンプレー状態で自分のところだけでやるというよりは、それを待って、そこに上がった自治体さんの感想を聞きながら、柴田町にどんなシステムが一番適しているかというのをそのときの状態で考えないと、先ほども申しましたように、相当経費がかかると思いますので、お客さんが喜べるもの、職員が使って便利だと思うものを相当、二、三年先に初めてそういった体制が整ってくると思いますので、相当先の話になっていくと思います。

そういった感想を私、町民環境課のほうでは持っていますので、ちょっといろいろな自治体をこれからもっと見させていただいて、国が進めているその事業がうまくいけばそこに乗っていくっていうことも考えられると思いますので、今のところは、特にいろいろな回答ができる状態ではございませんのでよろしくお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　そうなんですね、まず、システムを導入する前に、第１段階としてシステムの標準化、共通化という項目が、来年から２年かけて、まず、整備するというふうな一つの段階があって、それと並行して進めてもいいんだろうとは思うんですけれども、一応段取りとしてはその先というふうなことにはなっているようですね。

１つ先ほども言いましたけれども、経費がかかっていることですから、大層立派になったなと実感できるような窓口を形成していただきたいなというふうにお願いをいたします。

次の質問に移ります。

スマートフォンの使い方の講習についてということで、先日、あれかな、メールの配信で講習会の案内が来たのかな、やっていることは確認いたしました。先ほど町長の答弁によってこれからやっていくというふうなこともやったんですけれども、これまでも多分やっていたと思うんで、その辺の経過について説明を求めます。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　スマートフォンの高齢者を対象にした講座ということで昨年度、令和４年度実施してございます。

民間の事業者さんへの委託という形でなっておりまして、２つの講座を行っております。スマートフォン全く持っていらっしゃらない未所有の方ということで、導入編と、あとは持ってはいるんですけれども、もう少しこう自分でステップアップしたいという方、例えばＬＩＮＥを使いこなしたいとか、そういった方を対象にしたステップアップ編ということで２つの講座を設けております。

１日に、この２つの講座を、午前、午後１回ずつ行うような形で、４日間開催してございます。全部で８こま開催しているというような状況でございます。

ちょっと秋口から冬場にかけて開催したところなんですけれども、槻木生涯学習センターで２回、船岡の生涯学習センターで１回、役場で１回ということで４日間、全８回、午前、午後ずつで８回開催です。

参加された方は導入編が37名、ステップアップ編が38名で合計75名の方にご参加をいただいております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　高齢者、多い、高齢者が対象という話でしたかね。どうしても、これからはスマートフォンはいろいろな意味で必要になってくるというふうに私は思っているんで、

できれば大多数の方に使っていただいて、先ほど町長答弁の中にあったスマートフォンからいろいろな申請ができたりというふうなところまでつなげたらいいなというふうなことをイメージはしているわけなんですけれども、そのための講習ということでやっているということは分かりました。

ちょっと心配なのが、そういった講習を受けて、理解度も人それぞれまちまち違うと思うんで、どの程度の方が分かってどの程度が分かんねかったというのはなかなかつかみにくい話だと思いますから、感触で答えてもらうしかないかなというふうな気はするんですけれども、これちょっとフォローしなきゃないなっていうふうなところ、使うところまではもう一歩なんだけれどもというその人たちがいるっていうことは、多分間違いなくいるだろうなというのは想定できるんですけども、今ちょっとこれがどれだけいるか。あと、完全にもう使わないっていう自らもう使わないという人たちもいることも確かですし、もうちょっとあれすればっていうふうなところの感触というかね、話の先は、その人たちをどうするんだというふうな話につながるんですけれども、その辺の感触はお持ちですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町づくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　講座を受けた後のフォローということで、それを把握するのはちょっと難しい部分がございまして、なかなか答えづらいんですけれども、１回講座を受けたからといって、必ずそこで習得できているかというと、そうとは限らないというふうに私も考えてございます。繰り返し繰り返しやはり使っていただくということが一番いいのかな、使いながら慣れていただくというか、習得もそうなんですが操作に慣れていただくというのが一番なのかなというふうに思っています。

ですので、数字としてその辺どの辺、どの程度のものかって言われてしまうと、お答えすること大変難しい状況ということです。

ただ、令和５年度に関しましては、令和４年度で行いました導入編とステップアップ編、それ以外にも、例えばキャッシュレスの使い方をさらに深く知りたいという方であれば、そういった講座のほうも別に設ける予定になっておりますので、そういったところで自分の技術というかスキルを取得していただければなというふうに考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　今、お話しいただきましたけれども、とにかく繰り返し何回か使えば、大体は分かってもらえる程度のものだとは思うんですけれども、必要性がなければ繰り返し使うということもないということで、だんだん記憶から薄れていって、元の木阿弥に戻ってしま

うというふうなパターンが大部分はあるんだろうと思うんです。ましてや事務のやり取りとかというと、そんなに頻繁にもやるわけじゃないんで、なかなか繰り返しという状況も大変かなあというふうなところは思います。

私が一番考えているのは、どういうのが一番いいかといったら、常日頃、近くに誰か知っている人がいて、そこさ行って聞ける、実際に機械を持っていって聞けるという、そういう存在があるというのが一番いいなあなんてふうに思っているんで、それを期待したいわけなんですけれども、また、別な方法として、例えば小学校では無理だから、中学生の方々に使い方を覚えていただいて、そういう身近な人に講師になってもらって、それで高齢者であったり、そういった方に、そばで教えていくという、こういうスタイルね、ちょっとそんなことを考えております。

今の通常の講習は、それはそれとして、そういった身近なところでの講習、そうすると世代間交流であったりとか、近所の顔見知りであったりとかというふうな関係も通しながら、身近な人に聞くっていう効果はかなり大きいかと思うんですけれども、ただ、そういったことが果たしてできるのかどうか、技術的にというか、制度的に。その辺、答弁求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　去年、私が前回、全部の回に参加というか、見せていただいて感じたことなんですけども、やはりその教え方というか、かなりなんて言うんですかね、専門性が必要だなっていうのが、専門性というのは気をつけなければならない、例えば犯罪に巻き込まれないようにするためのポイントというのが一番大きなポイントで、そこを正しく正確に教え、伝えていかないと、間違った使い方されてしまって犯罪に巻き込まれるっていうようなことがありますので、かなりそこに重点というか気をつけながら講座のほう進められているなというような感覚が見て取れました。

ですので、それを中学生の子どもさんと高齢者の方と、お孫さん世代の方が交流する意味では確かにいいのかなというふうには思うんですが、その辺ちょっと十分注意しながら検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　それは一つは、そういう確かな情報であるということの担保という意味で難しいというそういう結論という話ですか。確かに難しいことは難しいんです。例えば詐欺のメールが入ってきたというのに聞かれたときに、それに的確に答えられる人がどれだけい

るかっていうふうな例を出したときに、通常は何もしないでそのままほっとけというふうなのがまず第１の正解のあれだと思うんですけれども、それで本当に安心までできるかというと、なかなか安心まではできないというふうなところがあって、それを説明してくれと言われると、そこまで分かっている人も多分いないだろうというふうに思うんで、どこまで教えるかという、その限度って、範囲というのはあるんだとは思うんですけれども、私が望んでいるのは、身近な関係でそういったつながりでの講習みたいなもの、もちろん講師になってもらう方には、それなりの基礎知識というのはあくまでも持ってもらわなきゃならないんですけれども、そういった程度のことを考えているんですけれども、そういう情報をつけ加えたとしても、なかなか難しいという結論になりますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　今言ったような正しい知識を身につけた方がやはり教えるというのが一番よろしいのかなと思いますので、もし、中学生をそういう形で講師になっていただくということであれば、やはり中学生の方にも正しい知識をしっかりと身につけていただく必要がありますので、まずはその辺の状況というか、環境整備がまず必要なってくるんではないかなというふうに考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　佐久間議員、再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　いろいろ心配しているということだというふうに理解いたします。

　あとは最初の講習のほうにちょっと戻ってというか、それに関わっての話ですけれども、やっぱり身近で教えてくれるという人がそばにいると非常に助かるということがある。それも条件をつければちゃんと分かっている人がちゃんと教えてくれるというそれに近づけたいとは思いますけれども、それは講習とは別枠で、例えばそういったことをじゃあ誰をやるんだというまた別な問題発生するかもしれませんけれども、そういった人にお願いするというふうなちょっと制度的なものというのはどうでしょうか、考えられますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　一番はやはりそうですね、携帯を扱っていますお店屋さんにご相談いただくのが一番いいんですが、ちょっと柴田町に残念ながら、そういったお店が今なかったかというふうに思っていますので、そちらに聞いてくださいってなかなかちょっと言えない部分があります。町がやっていないものとしましては、例えば行政区ごとに開催するというところもちょっと考えていまして、昨年度、実は行政区１つ手が挙がったんですが、参加者数がなかなかちょっと集まらなくてできなかったのがあるんですが、今年度１か所、たし

かやっていたところ……、行政区たしか１か所やっていたところがございました。すみません。29Ｃですね、29Ｃが船迫の生涯学習センターのほうで７月に１回開催していますので、そういったところを希望する自治会が多くなってくるかというふうに考えています。区長会とかでもその辺はＰＲしていきたいなというふうに思っていますし、そういった話を要望があれば、町はできることはつなぎ役ですね、事業者さん、業者さんとのつなぎ役、調整役になりまして、そういったものを多く開催できるように努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　あくまでも最終目的は一人でも多くの人に、スマホを使ってもらって、デジタルＤＸがなるべく隅々まで伝わるということを目的にしているものですから、ひとついろいろ頑張ってほしいというふうに思います。

次に移ります。水位計の件です。

実は前に仙台で展示会というのがあったときに、実際にＤＸ関係の話とか、あと機械なんかの展示会があったんですけれども、そこへ行って見てきました。水位計ありました。モニターで見られるというシステムつきで、「何ぼだ」って聞いたら、100万円程度だっていう話でした。カタログ見ましたら、ため池用というふうに書いてあったんです。なるほどため池ねえっていう感じだったんですけれども、いろいろ話聞いたら、そのため池は震度４で確認しに行かなきゃないんだというふうな話があって、そういうふうなことがあったんだという、初めてそれで分かったんですけれども、お伺いしますけれども、ため池が震度４で見に行くというふうな、そういうふうなことになっているんでしょうか。その辺分かりませんか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　防災重点ため池が19か所ありますが、そこを中心に、職員が回っておりますし、そのほかのため池につきましては、ため池管理人がおりますので、地震とかあった場合は、すぐ異常が見られる、堤体に亀裂がある場合は庁舎のほうに連絡くださいということになっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　そうですか。そうすると、じゃあ実際見に行くっていうのは、実際は何か所なんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　町では震度５以上でありましたら、56か所全てへ職員が回るようになっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　はい、分かりました。

そのときの説明で結構これ補助金つくんですという話なんですよ。だから実際はそんなにはかからないというふうな話だった。ちょっとため池だというので、ちょっと私の焦点からちょっと外れてしまってそれ以上の細かいこと聞かなかったから、数字的なものはちょっと確認はしてこなかったんですけれども、今の説明ですと、震度４ってあり得ないというか、ごく普通にあることですよね。そうすると、その都度その都度回るというのはなかなか大変だから、これを入れる価値は十分あるなという考えは分かりました。

それを水位計にそのまま持ってきても、用途は同じなんで、補助金の体系からいくと違うのかなとは思いますけれども、ただ、これはデジタル田園都市の構想になってくるとまたそれなりのものがあると思いますけれども、どうでしょう、こういった説明の中でデジタル田園都市で、今、これはため池用としてつくられているものなんだけれども、普通の水位計として使うということでのデジタル田園都市構想の対象にはなり得るかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　町のほうで今、取り組んでいるスマート農業なんですけれども、ため池の水位計は想定しておりません。水管理で想定しているのが、田んぼの水管理システムを入れている方がおりますので、そちら導入すれば、スマート農業での補助の対象にはなり得る物件ではございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。（「いや、さっきの」の声あり）

まちづくり政策課長、どうぞ。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　ありがとうございます。

今デジタル田園のほうのデジタル実装タイプのほうで、その辺の一般的に広く普及していますそういう技術に関しましては、手を挙げていけば、可能性としては採択される可能性はあるかというふうに思っております。すみません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　そういうことで、財政的には多少その分は幾らか負担は減るというふうな思いなんですけれども、どうもさっき町長答弁の中では、ちょっと見ているところが違うかなあというふうな感じ、私が考えているのと違うかなあというふうな合わないところがありましたもんですから、ちょっとその辺で聞きたいんですけれども、まず、町の今の警報のシステムは白石川の河川の水位を測って、それで避難指示の水位、それからこれが来たら、こうい

うあれを出すというふうなシステムになっているはずです。それもさっき冒頭の質問の中に入りましたけれども、あれはあくまでも白石川のやつで、内水の水位とは関係がないとは言いませんけれども、別々に動く要素のものだというふうに思うわけです。その水位計があると、何でその防災につながるんだというところが若干違うだろうと思うんですけれども、あくまでも水位、そこの現在の水位を測るというのは第一段階のやつでこれは現状を見るというだけのことね。それを今度予測のほうまで持っていけば、前はこの程度降ったときにはこういうふうな被害につながったっていうと、大体その辺でつながってくると、そういう情報をデータとして提供するというのが目的なんです。その辺なんかもっともっと細かいいろいろな解説があるんですけれども、ちょっとこの場で言うことにはできませんので、大ざっぱに言うと、そういったことだと。

そうすると、車をね、例えば自分が車を移動しなきゃならない、ここはもしかしたら水浸しになるかもしれないとなったときに、まず、車とか何か家財とか、移動できるものがあるんならまず、どこかに避難しようと普通思うんですけれども、それを、いつ、どこに持っていったらいいかっていう現実になったときに、かなり悩みます。できれば近くで、後で取りに行くのを簡単にしたほうがいいとなってくると、人もそこへ行くだろうなというふうになって、スペースがなくなるかもしんないとかいろんなことを考えながらやるわけで、これは、とにかく時間の前もって前もってそういった判断ができるようなデータを示してほしいというのが希望なわけですから、一応それを添えて、もう一度、お考えを、見解をお伺いいたしますが、それでもできないっていうふうな理由をちょっと強調してお示しいただければと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。なかなか難しい答弁だと思いますけれども、危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　前段部分で、白石川、阿武隈川、こちらの水位を基準に、役場のほう、災対本部のほうで避難情報の発令をすると、それは水位を基準という話で、今、後段のほうであった内水氾濫のほうですね、こちらのほうで命を守るのではなく、車や財産を守るための判断のために、水位のデータを出すんだと、出すことによって過去の経験から導いて、未来を予測して、それは個人で判断するので、役場のほうでは、水位データだけを出してもらいたいというお話だったと思います。

私の例で言いますと、私の家は川に挟まれていまして、これまで五間掘に流れる川ですね、そちらの水位を見て、車の避難をしていたんですけれども、実はもう１本のほうの川が、あるとき、平成28年に決壊しまして、そっちの水が来て、車がもう買ったばかり、納車した日に水

没したというのがありました。

したがって、議員がおっしゃっているとおり、災害の現場は千差万別で、１つの傾向で片づくほど単純なものではないということで、１つのデータを見ていて、それを財産の保全のために用いた場合に、もう一方の事象で、それが財産が被害を被ったときに、役場のほうの何ですかね、落ち度とか過失というか、そういったものを問われることもあるんだろうと。あるデータに詳しい方は、いやいやと、それはそういうふうに自分で判断するとなると思うんですけれども、大多数の方は、役場がまだこの場での水位だという話をしていたというところで、なかなか議員がおっしゃるように、１つのデータだけで全ての事象をもって財産の保全を図るというのは難しいのかなというところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　今回、想定していて、質問には書いてなかったですけれども、古河水門とうちの三名生掘りあたりでのあれがどうかなと、まず、常習地帯ですからということで、本当は全ての河川につけてほしいと、水路とか何かにもつけてほしいという、そういう全体のイメージがあります。

ちょっと時間なくなったんで次に移ります。

あと４番のオープンデータです。

状況は今言ったとおりでした。ポータルサイトというところに出ていますので、いろいろな市町村のを比較して見られるものなんです。一応さらっと見てみました。白石市のサイトには、ニホンザルの出没状況というのがあって、ちょっとタイトルが変わっていて目を引いたなあと思って行って見てきたんですけれども、場所が特定できるのは、データが載っていますけれどもなかなか見えなかったというふうなことで、今、このデータがＣＳＶという方式で大体載っているんですけれども、これをエクセルそのものでやると変換をしなくても見られるっていうことで、見るほうにとっては楽かなと思ったけれども、そういったサービスは可能でしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　今、ＣＳＶファイルをエクセルデータというお話でよろしいでしょうかね。であればダウンロードしていただきまして、ファイルの形式をエクセルに変換すれば、利用可能かというふうに考えてございます。はい、すみません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　そのとおりなんです。ＣＳＶで出ているやつは大体見るときに普通エクセルに変換しちゃうんです。エクセルのデータそのまま載せてもらえば変換なしにそのまま

見られるというふうなことで、よそでもありました。そうすると使うほうがうんと楽だな。それにＫＬＭというのをつけてもらえばもう場所もすぐグーグルマップで見られるという、こういった対応できますかという内容の質問です。お願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　容量の問題が多分あって、ダウンロードする際、ＣＳＶのほうが軽くなっていますんで、そういった配慮なのかなというふうに考えております。

ＫＬＭですか、位置情報でよろしいでしょうかね。に関しては、すみません、私も直接そのデータは詳しく見ていないんですけれども、位置情報については入っていたというふうに私、認識していたんですけれども。（「情報はね、分かりました」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　ちょっとテクニカルな話になるんで、これはあと行って話いたします。

すみません。言っていたんで、図書館のことで、ちょっと残り時間でお話ししたいと思います。

質問で、どの程度伝わったかなあというふうに、町長答弁の中、あと昨日も図書館に触れて話しておられましたんですけれども、町長の話からは、多分外観とか、そういった建物のイメージで話をされていたかなというふうに思います。私は、中に入って普通は、貸出しとか何かのカウンターがあるんですけれども、中に入ったときに、ここ柴田町の図書館だっていうふうなのが実感できるようなイメージにしてほしいというふうなことで、これはあくまでも個人的な、私のイメージですから、お気持ちだというふうに理解していただいて、いかがお気持ちが伝わったか。

○議長（髙橋たい子君）　終了でございます。時間でございます。（「すみませんでした。以上で終わります」の声あり）

これにて８番佐久間光洋君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時45分再開といたします。

午前１０時３２分　　休　憩

午前１０時４５分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

１番石森靖明君、質問席において質問してください。

〔１番　石森靖明君　登壇〕

○１番（石森靖明君）　１番石森靖明です。大綱２問、質問させていただきます。

１．運転免許証自主返納者への支援に代わる制度の創設を。

これまで、同僚議員が運転免許証の自主返納者（以下、「自主返納者」）と言わせていただきます。自主返納者に対する支援制度の創設について一般質問をしましたが、町は「公平性」の問題から制度の創設は難しいとの答弁をしています。私自身は、この「公平性」の考え方について、ある程度理解をしています。

しかし、一方では、自主返納者も含めて、交通弱者とされる、主に、高齢者に対する包括的な支援が今後必要になると考えます。

県内では、一定年齢以上の方を対象に町民バス等の利用料金を無料とする制度を設けている自治体もありますが、少子高齢化がますます進むことが確実であることに鑑みれば、高齢者を全てカバーする制度は将来的に財政的負担も大きくなることが考えられます。

そこで、例えば、75歳、85歳、95歳などあらかじめ設定した年齢に達する年に、デマンドタクシー「はなみちゃんＧＯ」で利用可能な利用券等を交付する新たな制度創設を提案します。

この制度の創設ができれば、自主返納者だけでなく、返納していない方、そして、もともと運転免許を持っておられなかった方もデマンドタクシー利用に対して支援を受けられることとなり、町が言う「公平性」も一定程度保つことができるのではないかと考えます。また、町が主導的に自主返納を推進していないまでも、少なくとも世の中の風潮として高齢者の自主返納を促す向きは確実に広がる中にあって、自主返納者に対する支援制度を求める町民の声に応えることにもつながり、さらに、デマンドタクシーの利用促進にもつながることが期待できますが、町の見解を伺います。

２問目．本町における生涯学習の展望は。

生涯学習について、文部科学白書では「一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味」と定義しています。

人生100年時代の中で、国はリスキリングも含め、社会、社会人の学び直し（リカレント教育）についても重点施策の一つに据えるなど、生涯学習の重要性はますます高まっていると言えます。

そこで、本町の生涯学習に対する考え方や取組等の現状、今後の課題などについて伺います。

併せて、公共施設等総合管理計画では、生涯学習の拠点となる生涯学習センター、公民館の管理について「順次指定管理を行っていく」としていますが、その計画と絡めて、今後、どのように生涯学習の推進を図る考えなのか伺います。

１）特に令和５年度において、町はどのような狙いやテーマをもって生涯学習事業等を推進、展開していますか。また、それらを達成するための核となる事業はありますか。

２）町では生涯学習センターを中心に様々な生涯学習事業を展開していますが、立案にあたっては町民のニーズを把握していますか。また、各種事業を展開する中でＰＤＣＡサイクルは十分に機能していますか。

３）公共施設等総合管理計画で掲げている生涯学習センター、公民館を指定管理することについての検討状況を伺います。また、単に指定管理に移行するだけでなく、それによって生み出される相乗効果を得るための検討も併せて行う必要があると考えますが、町の見解を伺います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。１問目、町長。2問目、教育長。

最初に、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　石森靖明議員、１点目、運転免許証を自主返納者に対する支援でございます。関係でございます。

昨年、実施したまちづくりや高齢者福祉に関するアンケート調査では、70歳以上の方々の約70％は、日頃の移動手段には困っていないという結果が示されました。

一方で、75歳以上の方々の約半数が運転免許証の返納を考えており、その後の移動手段について不安を感じる方も多く見られました。

今後さらに高齢化や長寿社会が進展していく中で、交通弱者に対する買物や通院などの日常生活を支える足の確保は、社会参加による生きがいづくりや、地域の活力を取り戻す視点からも、柴田町の重要な施策のウエートを高めていかなければならないと認識しております。

今回、石森議員から提案がありました一定の年齢に達した方に対する、デマンド型乗合いタクシー「はなみちゃんＧＯ」の利用券の交付は、既に運転免許証を返納している方や、もともと持っていない方との間で公平性は担保されるものと考えております。

一方で、75歳、85歳、95歳に達した方に利用券を交付することになれば、今以上に「はなみちゃんＧＯ」の利用者が増えることになり、現行の運行体制では、利用者の希望の時間までに

適切に目的地に送迎することが困難になります。新規利用者が大幅に増えることによって、従来から利用していた方々から不満が出ないようにするためには、新たな運行車両やドライバーの確保とともに、予約システムの改修など財政負担の増加が避けられません。

まずは、例えば、75歳の年齢に達した際の利用券の交付方法や利用登録方法などを調査検討した上で、現行の「はなみちゃんＧＯ」の運航体制に支障がない範囲内で利用券の交付を実施したいと考えております。その後、利用券の交付による新規登録者の人数や利用券の利用率などの実態を踏まえて、交付対象年齢の拡大に努めてまいります。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　次に、教育長。

〔教育長　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　石森靖明議員の大綱２問目、本町の生涯学習の展望についてお答えします。

３点ございました。

１点目、本年度の生涯学習事業推進についてです。

柴田町の生涯学習事業等の基本方針は、柴田町教育振興基本計画で「学ぶ喜びと支え合いに満ちた地域社会を重点に、町民の生涯にわたる学びの充実に努める」とうたっており、重点目標を「学習機会の充実、町民の自主的活動の促進、町民総参加、町民総学習等の生涯学習社会の実現を目指す」としています。

それらを達成するために、生涯学習課や生涯学習施設では、年代や分野ごとに広く事業を展開しています。生涯学習課が核として推進している事業は「協働教育推進事業」です。「協働教育推進事業」は、子どもたちを地域全体で育むために、家庭・地域・学校をつなぐ仕組みをつくり、協働による教育活動を通じて、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、学校教育の充実や子どもたちの健全育成、住民の生きがいや、やりがいづくりを推進することを目的としています。

代表的な活動の一つに、船迫中学校の「ラベンダー活動」があり、令和４年度に「コミュニティ・スクールと、地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞しています。この活動には、「しばたっ子応援団」として40名以上の方々がボランティアとして関わっており、参加したボランティアの方々からは、生徒のサポートを通して自分の能力を発揮することができ、生きがいややりがいを感じているとの声をいただいております。

また、生涯学習施設が核として推進している事業については「高齢者教育事業」があります。

３つの生涯学習センターでは「豊齢者教育」を開催していますが、「豊齢者教室」では、介護予防を目的とした「軽運動」や「防災」、「遺言と相続登記」といった参加者にとってより充実した人生を過ごすのに役立つ講話など、ライフステージに応じた学びの継続や機会を提供できるよう、それぞれの生涯学習センターが工夫して事業を展開しています。毎年、定員に対して参加希望が多数あり、この事業を楽しみにしているとの声をいただいています。

２点目、町民のニーズの把握などについてです。

町民のニーズという点では、参加者からの直接の声や、事業後のアンケート結果などから、良い点や改善すべき点を把握し、それを実績報告書に反映させ、次年度の事業に生かしているところです。

また、ＰＤＣＡサイクルについてですが、生涯学習事業展開する際には、初めに、地域や参加対象者の現状と課題などから、主題を設定した学習プログラムを立案しています。その学習プログラムに沿って事業を展開し、終了後は、参加人数や学習した内容、実施後の成果反省点などを実績報告書としてまとめ、社会教育委員などによる事業評価を受けています。評価の結果から、今後、事業を継続するか、見直しが必要かの検討を毎年度行っており、ＰＤＣＡサイクルは十分に機能していると考えております。

３点目、生涯学習施設の指定管理についてです。

指定管理者制度は、管理運営の一つの手段であり、この制度の導入によって公民館の設置目的である「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことを効果的に達成できるのであれば、制度導入の意義があるものと考えております。

本町では、令和２年度に柴田町公民館条例などを改正し、令和３年４月１日から指定管理者による公民館の管理を行うことができるようにいたしました。また、指定管理者制度導入に係るスケジュール案や指定管理者募集要項案の作成、情報収集などを進めてきましたが、これまでの検討を踏まえて、今年度、町内の社会教育施設全体を考えながら制度導入の可能性を含めて整理を進めております。

石森議員がおっしゃるとおり、単に指定管理に移行するだけではなく、それによって生み出される相乗効果を得るための検討も併せて行う必要があると考えておりますので、今後も継続して、生涯学習センター等を拠点とした生涯学習がさらに充実できるよう進めてまいります。

なお、今年度の主な検討内容として、本町における「新たな社会教育施設の在り方」や「管理運営の現状と課題」、「指定管理者としての選定可能な民間事業者・地域団体」などを整理

してまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　石森靖明君、再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　それでは、順次、再質問させていただきたいと思います。

まず、運転免許証の自主返納者への支援についてなんですが、答弁いただいた内容に入る前に、まず、町民の方々から、運転免許の特に高齢の方ですけれども、高齢者の更新講習の際に、柴田町だけが支援策がないということをわざわざなんか免許センターの更新のときに言われているということなんですが、その辺、町として事実として押さえておられるかお伺いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　直接のそういった声は町のほうには聞こえてきてはいないんですけれども、過去の一般質問等でもそういったお話のほうは聞こえてきているというような状況でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○１番（石森靖明君）　私、何人かの方から聞くと、わざわざなんか柴田町はないけれどもほかのところはこういうのありますよっていう話をされるんだと、だから、町としてその支援策できないかということで、恐らく同僚議員も同じような声を受けて質問していると思うんですが、やはりこういった自主返納の支援策、いろいろな自治体、多くの自治体で県内でもやっておられますけれども、それっていうのは自主的なものであって、義務的なものではないはずなので、公的な更新をするような免許センターの講習の中で、そういった発言をされないような要望というのを町としてはされるつもりはないんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　いろいろな声は確かにあるのかなというふうには考えてございます。何かのきっかけがあれば確かに免許返納につながるというのはそういったのは重々分かるんですけれども、過去の一般質問での答弁でもお答えしているとおり、やはり公平性を保つためには、それだけではなかなか解決できないんではないかというふうに考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　町として例えば免許センターとか、宮城県警とかにそういった特定の町の名前を出して、支援策がないんだというようなことを町として言わないでくれと言ったらおかしいですけれども、わざわざ町の名前一つ出して支援策がないんだということをあえて言う

必要は私はないと思うんですよ。むしろ柴田町に対して、何を言いたいのかっていうのがあるんですけれども、ちょっとその辺をしっかり申入れなどしていただくような考えはないのかということをお伺いしたいんですが。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　機会を見まして、その辺は免許センターなり、警察署のほうにもお伝えしていきたいなというふうに思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

本題に入らせていただきたいと思いますけれども、かなりこう前向きなご答弁をいただいたなというふうに思っております。今回、これまでも自主返納者への支援ということで、同僚議員が一般質問をして、なかなか実現の方向性というのは見いだせなかったわけですけども、そうすると、今回視点を変えて、公平性ということを言うのであればということで提案をさせていただきました。

答弁を見ますと、現行のはなみちゃんＧＯの運航体制にも様々な課題があるやに受け止められるんですが、はなみちゃんＧＯの現状における課題といのは、どういった課題を町として感じておられるのかお伺いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　おかげさまではなみちゃんＧＯ、好評で利用者数のほうもコロナの影響で一時鈍った部分があるんですけれども、伸びてきているような状況でございます。

ただ、利用されたい方、登録者数のほうは伸びてはきているんですけれども、なかなか今度は、その車、要するにはなみちゃんＧＯの運行する側のほうのやはり課題というか、そういったのが出てきておりまして、利用したい日時に予約のほうが取れないとか、あとは時間が遅れがちになるとかというような課題が出てきてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　現在、はなみちゃんＧＯにスポットを当てますと、やっぱり町内の業者さんにお願いをして運行していただいているというか、商工会経由ということになるんでしょうけれども、実際に今、課長がおっしゃったような課題が見えてきている中で、例えば、今委託をしていただいている業者以外、タクシー業者以外の業者にも幅を広げて台数を増やしたりとか、そういったことの検討というのはしているのかどうかお伺いをします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　当初、町内の３事業者さんのタクシー事業者さんで運行のほうをしていたんですけれども、一時、１つの事業者さんのほうの都合によりまして事業のほうから撤退した関係で、今現在、２社で運行しているような状況になっております。

ただ、やはり車両の確保という部分の財政的な部分もございますし、あとやはり人的なドライバーさんの確保というような問題も出てきているようでございます。これを例えばもう通常のタクシー事業者さん以外の事業者さんをこのはなみちゃんＧＯの中で入れていけるかどうかというような議論はちょっと検討のほうはまだしていない状況となっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　やはり今後、高齢化がますます進んで、自主返納者だけでなくても、買物とか、通院とか、そういった足に困る方々が増えることというのは確実だと思うので、ぜひ早め早めの検討をしていっていただければなというふうに思います。

もちろん、相手方あってのお話ですから、なかなかすんなりと町の思うような方向というのは難しいかもしれませんが、先んじてぜひ検討をしていただければなというふうに思います。

今回、例えば75歳とか、85歳とかという話で、例を出して利用券などの配布をしたらいかがですかということで質問させていただきました。実際今、今後、利用券の交付を実施していきたいというようなご答弁の中で、この制度設計の青写真的なものというのは出来上がっているものなのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　制度の具体的な内容については、まだ、検討し出したところでございまして、運行しております町の商工会のほうにも、どういうやり方だったらできるのか、今どういう課題があるのかという部分を洗い出ししまして、それをどのように課題を解決していくか、それをこれから詰めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　答弁を見ると支障がない範囲で実施していきたいということなんですが、支障がない範囲というのも今後商工会との詰めの中で検討されていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　先ほども町長答弁の中でもあったと思うんですが、はな

みちゃんＧＯを利用する際には利用登録が必要になってまいりますので、その辺の利用登録者数が一気に増える懸念というか、可能性がありますので、その辺への対応だったりとか、効率的な運行時間の車両の運用だったりというような部分をこれからしっかり検討していく必要があるんではないかなというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　実際にいろいろ今後調整等入ってくると思うんですが、具体的に実施時期、いつ頃からスタートされる見込みなのかお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　いつからということを明言するのはなかなか難しいかと思うんですが、できるだけ早めに商工会としっかり詰めながら、できるのであれば来年度から目指していければなというふうに考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　ぜひ早めに実施していただければなと思いますが、今、町で考えられているのは、今の答弁書を見ると、例えばが入っていますけれども、75歳の方ということで、１回限り、回数券になるのか、年間フリーパスになるのか、まだこれも検討されていると思うんですけれども、取りあえずは75歳の方に、そういった利用券を交付をするというような方向性で検討されているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　まず、当初に関しては、３つの年代にということも考えてはいたんですけれども、やはりちょっと人数的なもの、要するに費用、これは経費の部分に関わってくるかと思いますので、まず、75歳という年齢を一つの区切りというか、ここをまず目指していって、利用状況だったり登録状況なんかも踏まえまして、ここに書いてありますけれども、必要であれば拡大していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○１番（石森靖明君）　いろいろな課題があるということでございます。それも十分理解できます。今回、例としてはなみちゃんＧＯの利用券というようなことで提案をさせていただきましたが、例えば、公共交通という枠で含めれば、町内のタクシーであるとか、あるいは今話題の阿武隈急行線であるとか、何かそういったところも含めて交通弱者への支援というような考えというのも一つなのかなと思うんですが、その辺の考えいかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　一気に進められればよろしいんでしょうけれども、なかなか財源の問題とかもございます。タクシー利用券を配ったとしても、先ほど申し上げましたとおりタクシー事業者さんのほうの体力的な問題もあるかというふうにも思いますので、その辺は時間かけて検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○１番（石森靖明君）　分かりました。まずは令和６年度からスタートできるようにということで、かなり前向きなご答弁もいただきましたし、今後、内容調整ということなんですが、ただ、交通弱者、今後増えていくことが確実視される中で、町として一歩踏み込んだ高齢者への支援策が一つ出来上がりつつあるということで、大変いいことだなというふうに思いますので、ぜひ町民にとって使いやすい制度設計をお願いをしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、大綱２問目の生涯学習関係に移らせていただきたいと思います。

生涯学習といいますと、何となく古いイメージがあると思うんですけれども、最近、質問の中にも入れましたけれど、例えばリカレント教育だったりとか、リスキリングというような言葉が出てきて、若干でありますが、イコール生涯学習と結びついているかどうか分かりませんけれども、脚光と言うまでではないかもしれませんけども、少し注目されるようになったところかなというふうに思います。逆に言えば、それだけ国がそのように生涯学習を推進していくような方向性を持って動いているという中にあって、やはり生涯学習をつかさどる地方自治体、ここでは柴田町が中心となって、町が中心となって進めていくことが今後重要になっていくかなというふうに思います。

そういった中で、まず、本町における生涯学習の推進の体制についてお伺いしたいんですが、生涯学習を推進していく中で中心的役割を担っているのが、社会教育主事、あるいは最近だと、社会教育士というような資格が出てきていますけれども、実際、生涯学習課へ配置されている社会教育主事、あるいは社会教育士の人数、何人いらっしゃるかお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　柴田町に、社会教育主事の資格を有している職員については、再任用を含めて14名おります。ただ、教育委員会から発令が出て初めて社会教育主事ということになりますので、そちらについては、教育委員会に３人、今おります。

社会教育士、自治体の職員ではなくて社会教育士ということなんですが、こちら始まったばかりの制度ということもございまして、町が把握しているのは、今のところ１名ということに

なります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　今３人おられるということだったんですが、恐らく全て関わっておられると思うんですが、その社会教育主事の本町が進めている様々な事業ありますけれども、どの程度参画して、運営をされているのかお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　生涯学習課、それから生涯学習施設と、また、スポーツ振興課に１名配置されておるんですが、それぞれ事業の企画立案ですとか実施、あとは例えば社会教育団体の子ども会育成会ですとか、あとは生涯学習センターのサークル等ですとか、そちらの活動に対しての助言ですとか、指導を行っているということになります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　長く生涯学習教育の活動をされていく中で、長い間コロナ禍ということで活動できなかった時期もあるわけですけども、これまでもそうですし、今現在もそうですけれども、町における生涯学習を推進する上での問題であったりとか、課題というのはどういったところにあるかどうかお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　先ほど、生涯学習というと古いイメージがあってということで、リカレント教育ですとか、リスキリングとかということを例えば働きながら学ぶことですとか、あとは学び直しとか、新しい考え方が出てきているんですが、どうしても課題といいますか、前例踏襲的なものが多くなってきているのは確かで、協働教育推進事業ですとか、それから豊齢者教室、高齢者教室等も、積極的に行ってはいるんですが、またそういうちょっと若い世代の方たちを巻き込んでいくといいますか、どうしても自分もそうだったんですけれども働いているときというのは、なかなか生涯学習施設というのは、なかなか足が向かない場所でもあるんですが、これから例えば今回の指定管理制度ということでお話をいただいたときに、ちょっと勉強させていただいていますと、調整していますということでお話ししたんですが、若い方たちに対して、もうちょっとアクションしていかなきゃいけない、働きかけていかなきゃいけないんじゃないかなというところは課題として考えているところではあります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○１番（石森靖明君）　後々で質問していこうかなといったことを思っていたことを課長お答えになったんですが、順次聞いていきたいと思いますけれども、まさに私も生涯学習ではないで

すけれども、仕事でいろいろな公開講座とかやっていく中で、やっぱりどうしても固定客というか、決まった方々の参加というのがやっぱり多くなってしまって、新しいお客さんというか、受講者の方を呼び込んでいくというのがすごく難しい状況にあることは十分理解していますけれども、ただ、それを打開するために新たな視点でいろいろな企画を立てていくとか、企画を立案していく、進めていくというのが必要だと思うんですが、新たな視点で生み出した事業とか、例えば若い人の意見を聞いて立ち上げた事業なんていうのは最近あったりするものなのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　やはり、現役世代の方を対象としたという事業というのはなかなかないのか、どうしても協働教育ですとか、豊齢者教室ですとか、ちょっと限られたところはございまして、これから例えば休日、現役世代の方でしたらば、休日の土曜日ですとか、あとは夜ですとか、なかなか職員の対応のほうも難しいんですけれども、そういうところをしないと、なかなか人は集まらないのかなあというところもございますので、今のところ、ちょっとすぐには、若い方を現役世代の方を対象とした事業としてはちょっと浮かばないところが正直なところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問、どうぞ。

○１番（石森靖明君）　文科省に中教審の中で、生涯学習分科会っていうのがありまして、その中で、最近公民館等の社会施設の機能の強化ということで、これまではリアル中心だったんですけれども、オンラインを組合せて、双方で住民が相互につながっていくような企画の推進というのもうたっておりまして、そういうことによって地域のコミュニティの基盤づくりにつなげていこうというような施策も打ったりもしております。

　例えば、今、ほぼほぼというか、全て対面での企画がメインだと思うんですけれども、例えばオンデマンド方式での教育活動、若い世代が仕事から帰ってきて、土日でもそうですけれども、空いた時間に何か自分のことが、自分で学びたいことがチョイスできるような、そういった機会をつくっていくというのも一つなのかなというふうに思うんですが、町としての方向性についてその辺お伺いしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　答弁書の中に、管理運営の現状と課題ということで今後、検討していく内容として挙げさせていただいたんですが、実は町公民館の職員なんですが、2019年の４月以降、各地区公民館には２名非常勤職員勤務しておりまして、それ以降、徐々にちょ

っと正職員減ってきておりまして、あとは今ですと例えばフルタイム、パートタイムの再任用職員ですとか、あとは会計年度職員ですとか、職員の職種が様々な職種になってきていて、なかなか生涯学習課の中でも連携が難しいところは正直ございます。

ただ、石森議員がおっしゃっているように、例えば対面だけではなくて、それこそＤＸを活用したということは重々理解はできますので、すぐにとはいかないかもしれませんが、連携しながら、何かしら挑戦できればいいのかなというふうには、今の時点では考えているところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　なかなかすぐにというようなことはもちろんできないかもしれませんけれども、やはり全体的な国の方針としてもそういったこともありますし、あとは機能強化の中でうたわれているのが、公民館等のいわゆる生涯学習施設等のデジタル基盤を強化していくと、先ほど課長の口からも、答弁の中からも、ＤＸというような言葉出てきましたけれども、やっぱりＷｉ－Ｆｉの整備環境が今後必要ではないかということであるんですが、現状、町内の公民館、生涯学習センターにＷｉ－Ｆｉの環境がありませんけれども、今後、そういったＤＸの活用であったりとか、オンライン、そういったところも含めてＷｉ－Ｆｉの整備というのは、これは必須ではないかなと思うんですが、その辺の方向性については町のほうではどのようにお考えでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　Ｗｉ－Ｆｉの整備ということなんですけれども、なかなかやはりＷｉ－Ｆｉもそうなんですけれども、今生涯学習センターの施設自体の今度整備のほうでも今ちょっと大変な状況もございまして、もちろんちょっと話は違うんですが、Ｗｉ－Ｆｉの整備とかになってきますと、そちらのほうとも長寿命化ですとか、大規模改修等も絡めながらＷｉ－Ｆｉという話にもなってくるもんですから、もちろんその設備が整っていたほうが事業する上でももちろん使いやすいですし、町民の方の利便になるのも重々承知しているんですが、建物自体の大規模改修ですとか、長寿命化というものを一緒に考えながらでないと、すぐにはっていうところだとは考えています。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○１番（石森靖明君）　長寿命化、課長もご理解なのかもしれないですけれども、やっぱり長寿命化とか、そういった話とはまた別にやっぱり鶏が先か卵が先かみたいな話になると思うんですけれども、やっぱりＷｉ－Ｆｉがあるからそういった事業が展開できるのか、事業展開する

ためにＷｉ－Ｆｉが必要なのかという話になってくると思うんですけれども、やはり時代の流れとして、よりよい若者たちをこれから話をしようと思うんですけれども、若い人たち、若い世代、小中学生含めて、そういった生涯学習施設に呼び込んで、生涯にわたって教育というか、自分たちが学びたいことを積極的に自ら学べる環境をまずは整えていくということが必要だと私は考えるんですが、早急にというふうに、一気に全施設というのはもちろん難しいと思うんですけれども、例えばデジタル田園都市の補助金だったりとか、そういったところで、こういった町の施設へのＷｉ－Ｆｉ整備、通信環境の整備というのはできないものなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　役場も含めたＷｉ－Ｆｉ設備、無料Ｗｉ－Ｆｉの環境整備というのは、ある意味必要なのかなというふうに私は考えています。ただ、Ｗｉ－Ｆｉを整備することによる弊害というか、子どもさん方がそれを使っていろいろな情報を得たりとかというような、ちょっと違った使われ方なんかも重々考えられますし、１回設備をつけてしまえば必ず更新という問題出てまいります。５年から10年ぐらいの間で多分更新というようなことが出てくるのかなというふうにも思います。どうしてもその教室を開催する上でＷｉ－Ｆｉ環境が必要だというようなことであれば、施設への設置というより持ち運びができるようなポケットＷｉ－Ｆｉ的なものも考えられるんではないかなと思っていますので、その辺は検討する余地は十分あるんではないかなというふうに考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　近い将来、必要になってくる設備の一つなのかなと、もちろん時期云々というのもあると思うんですけれども、必ず必要になってくるツールの一つなのかなというふうに思いますので、ぜひそういった補助金ハンターもおりますので、そういったところに目を光らせながら、ぜひ取り組んでいただければなというふうに思います。

　先ほどＷｉ－Ｆｉの使われ方云々という話があったんですけれども、まさにこれも生涯学習の一つで、例えば同僚議員の一般質問の中でいじめ問題云々で例えばＳＮＳの使い方で、いわゆる情報リテラシーの問題であったりとか、そういった教育も今学校でやっていますけれども、学校だけじゃなくて、例えば子どもとその保護者と一緒に情報リテラシー教室を町の事業として行うことによって、親もそうだし子どもも共通理解の上で、例えばスマホを使ったり、パソコンを使う、インターネットを使ったりというのも可能になる。やはり生涯学習というのはすごく可能性を秘めた領域だと思っています。なので、そういった意味で、例えば今生涯学習というと、どうしても答弁にもあるとおり、例えば高齢者の方だったりとか、今までやってきた

前例踏襲という言葉もありましたけれども、前例踏襲型の事業の展開というのがありましたけれども、私、今、町でやっている事業を生涯学習に置き換えて、横の連携を持って展開していく可能性というのはすごく多いんじゃないかなというふうに思います。

例えばデジタルデバイド対策で、今、様々なところで講師をやられていたりとか、健康づくりということで答弁書にもありましたけれども、例えば健康推進課と連携する、福祉課と連携する、それから、防災教育も一つだと思います。防災教育でも、例えばＷｉ－Ｆｉ環境があれば、例えばパソコンを使って、子どもたちと家族と一緒に、地域の人たちが一緒に、気象庁の情報、洪水の予報情報を見たりとか、見て、実際に触れて学んだりとかそういうこともできると思います。生涯学習ということで今までのイメージを払拭して、横のつながりで展開していくというところ、いわゆる生涯学習課が町のそういったいろいろな教育のプラットフォームとなって活動を連携をして展開していくっていう可能性があるんではないかなというふうに思うんですが、町としての考えはいかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　生涯学習課がプラットフォームとして、例えば、今、いろいろな情報が集まって、人も集まって、みんなが共有して使う場所、なんか自分なりにそういうことなのかななんてちょっと解釈はしたところだったんですが、ですから、誰でも、どんな情報でも、生涯学習課から発信できるようなそういうプラットフォーム、拠点とか、基地とかに、生涯学習施設がなっていけばいいのかなというふうには考えます。

ただ、その実現するためには、例えば人的なスキルですとか、あと組織体制というのは難しい課題が多いんですが、その考え方はもともと宮城県のほうの教育第２期計画のほうにもプラットフォームという言葉が出てきていますので、できるだけ今の体制でどこまでできるかというのは難しいところではありますが、そういう考え方で進めていけたらなというふうには考えます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますかどうぞ。

○１番（石森靖明君）　そういったプラットフォーム型で生涯学習課が中心になって進めていくことによって、今、例えばＤＸというと、まちづくり政策課が担っている部分が多いと思うんですけれども、そこの業務を移管というか、一部担うことによって、ある一つの部署の業務が、例えば今回はなみちゃんＧＯの利用券での制度設計で、また１つ仕事が増えているところに、例えば、生涯学習課で担っていただけるようなところが、融通ができれば、それぞれいいし、生涯学習の展開もそれで図れていくということなんですけれども、例えば生涯学習課というと、

今、教育長部局にあるわけです。全国の自治体を見てみると、中にはやはり首長部局、いわゆるここで言えば町長の部局に置いて、やはりそういったプラットフォーム型の事業を展開しているというところが結構出てきております。そうすることによってこれまで一つ一つのところでやってきた事業を一つの線で結ぶ、点を線で結んで、町として生涯学習であったりとか、例えば健康づくりであったりとか、そういったところ全ていわゆるウエルビーイングっていうところにつなげていくっていう考えが進んでいるようなんですが、町としてそういった、例えば生涯学習課を町長部局に移管をして、様々な事業展開を横の連携を持って進めていくっていうのも一つかなと思うんですがその点、お考えをお伺いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　ただいまのお尋ねで、生涯学習課、もしかするとスポーツ振興課もそうかもしれませんが、そういった部局を町長部局に移して、事業展開できないかというお尋ねでございました。

考え方としては様々できるかと思います。ただ、同じ役場庁舎で仕事をしているということですので、その組織体系が町長部局、教育長部局ということで分かれているからといって、仕事ができない、仕事をしないということはございませんので、うまく連携しながら仕事ができればいいかなと、今の時点では考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　言われてみれば全くそのとおりなんですけれども、どこに置くかというところの問題ではないっていうのもあるんですけれども、やはりもちろんいろいろなところと連携してやっていっているというのは分かるんですけれども、やはり先ほど言ったように、どうしても今、町で展開している事業が、生涯学習課の事業だけではないですけれども、やっぱり点がやっぱり線で結ばれてないんじゃないかなというふうに思って、やはりそれを横のつながりをしっかり持っていくためには、しっかりとしたリーダーシップの下で行うことがいいのかなというような考えもあったりしたものですから、ちょっと一つ提案をさせていただきました。

線で結んでいくという部分では、やはり先ほど言いましたけれども、生涯学習というのはすごく可能性を持つ分野の一つなのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、そういったところで検討というか、もう一度事業の整理をしながら、じゃあ次に、一つの事業を終えて、また同じことを来年じゃなくて、じゃあ次、プラスアルファこれやったらもう少し受講してくれる町民の方、興味を持ってくれる町民の方が増えるんじゃないかなというような視点で、ぜひ

事業も展開をしていってほしいなというふうに思います。

生涯学習施設の指定管理の検討状況ということでもお伺いをしておりましたけれども、これまでに令和元年度に施設の管理計画がつくられて、今５年で折り返しのところに来ております。これまで様々検討をされてきたということなんですけれども、指定管理にすることで何か激変するかどうかっていうのはまた別にして置いておいて、スケジュール案だったりとか、そういったところを情報収集等を進めてこられたということですけれども、例えばスケジュール的に、どのようなスケジュール感で指定管理制度への移行ということを考えておられるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　生涯学習課として今考えているスケジュールとしては、今回ＤＸ事業で、オンライン申請、オンライン決済が今年度からスタートしております。それで申請が学習施設に出向かなくても予約が可能で、支払い、逆にオンライン決済が定着してくればなんですけれども、施設でお金を扱うことがなくなるというのは、例えば指定管理を導入する上では大きなポイントなのかなというふうに考えておりますし、あとは職員の人員配置の関係からいきますと、令和９年、今、図書館建設のほうが進んでおりまして、一応令和９年度には図書館が完成して、そこでまた新たな図書館ですとか、あとは郷土館、思源閣、今の既存の建物にどういう人員配置をしていくかということも検討しなければならなくなってくると思いますので、ＤＸ、オンライン申請、オンライン決済、それから図書館の建設と併せながら検討していきながらというところを考えて、いつまでに指定管理を導入するとかというのではなくて、そもそも指定管理を導入するのかどうかというのを含めて検討していくということではおります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　指定管理の今のご答弁ですと、そういった状況だということは理解できます。何で今回このような質問させていただいたかというと、計画に載っているからやっていないんですかという視点も１つなんですけれども、やはり例えば生涯学習、私、東船岡地区に住んでいて、やはり船岡生涯学習センターがあります。そこの地域の中に、どこの地区にもあると思いますけれども、東船岡の場合は、東船岡地区のふるさと推進協議会というのがあって、地域課題を東福岡地区の全体で共有をして、様々な事業展開をしていくような組織があるんですけれども、やはり生涯学習の拠点として、先ほどいろいろな今後新しい事業展開していったらどうだなんて話をしましたけれども、生涯学習の一つとして、例えば社会教育というのもその生涯学習の範疇の中にあって、地域の課題であったりとか、そういった地域特性の問題、課

題、今後やっていかないといけないようなことというのを解決していく、みんなで乗り越えていこうというのも生涯学習の一つであって、その中に社会教育があるわけです。

社会教育というか、社会教育じゃない、例えばそういった社会教育施設を運営していく中にあって、やはり地域の拠点としての施設ですから、例えばそういったところ、地元の課題をよく知っている人たちに施設の運営をお任せして、地域の方々に寄ってもらえるような施策を自分たちで展開していってほしい、展開していければ、より施設のある意味というか、生かされていくのかなというふうに考えて、その一つの視点を持って今回、この指定管理についても質問させていただきましたが、その点について、町の考えいかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　答弁で申し上げたんですが、今、これまで検討して今年度、社会教育施設全体を考えながら制度の導入ということで、可能性を含めて整理ということで書かせていただいたんですが、まさしく船岡生涯学習センターなんですけれども、船岡生涯学習センターだったら指定管理、どんな感じになるんだろうみたいなことを一つ一つ検証していったんですけれども、おっしゃったとおり、この生涯学習センターなんですけれども、近くに三名生児童館、東船岡小学校があってすごく人が集まる場所ではあるんですね。ですから、議員がおっしゃったように、例えば地域の特性を生かした地域づくりを継続的に行う拠点として活用できる施設にならないかなというのはすごく非常に思いました。そのためには、やっぱり地域の運営していく上で核となる人づくりというのは、とても重要なことなのではないかと思いました。

ですから、今、私たち生涯学習課ができることとしては、地域課題の解決に向けた知識のノウハウですとかを学ぶ場所を提供したりですとか、あとは地域住民相互の絆づくりですね、誰か１人がこうというのではなくて、何人か中心になる方を育てて、その方たちが中心になって、例えば自分たちで、東船岡学習センターを自分たちでやっていくんだという素地というか、土台みたいなのができるようになっていけばいいのかなと、生涯学習課がそれのお手伝いができるようになっていけばいいのかなということを、ちょっと今回、整理をする上で考えたところではあります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　まさに課長おっしゃるとおり、人的な部分、特にどうしても若い人たちが、そういった地域の活動に入ってこない、来られないのか、来ないのか、それはまた別ですけれども、そういった現状がある。特にというか、さらにこのコロナ禍で、やはり人と人との

つながりがちょっと希薄化してしまっていたというような雰囲気もあります。ただ、一方で、私、地区の地域の行事なんか出てみると、コロナ禍前よりも、人がやっぱりその行事に集まっているというような風景も見えていて、やはりそういった人が集まったりとか、人との交流というのに飢えていた町民の方々も多いのかなと、やはりそれをチャンスとして捉えていく必要があるのかなと思いますし、その人員を育てていくというのが、１年、２年ではできなくて、10年、20年もしかすると30年、40年かかるかもしれないけれども、やはりその土台をつくるのが生涯学習なわけで、やっぱり今からつくって、その土台をしっかりとつくっていかないと、また、この問題というのはどんどんどんどん先送りして、結局、例えば地域課題になってしまいましたけれども、地域課題を解決する人材がいなかったりとか、あるいは、指定管理する人がいないことはもしかしたらないかもしれないけれども、やはり何ていうんですか、おらがまちをしっかり自分たちで守るんだって、地域を守るんだっていう人材をやっぱり育てていくためにも、この生涯学習というのが必要だと思うんですが、最後、そういった部分を含めて町の見解をお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　議員がおっしゃっているとおりかなと思います。前例踏襲だけではなくて、ちょっと職員の視点を変えて、これからの生涯学習施設に人があまり来ないんだだけではなくて、これからどうやって人を呼び込んだらいいのか、どうやって巻き込んだらいいのかというのを職員みんなで考えながら生涯学習を進めていけたらなと考えました。ありがとうございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　まちづくりと人づくりの大事な鍵を握るセクションだということで、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて１番石森靖明君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時再開といたします。

午前１１時４４分　　休　憩

午後　１時００分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

日程第３　議案第１１号　柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第３、議案第11号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。１番石森靖明君。

○１番（石森靖明君）　１番石森です。

施行日なんですが、こちらは令和６年の１月１日施行になっているんですが、こちらの理由についてお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　今年の５月11日に、法令の一部改正によりスマートフォンへの電子証明書の搭載が可能となっていますが、その改正によってマイナポータルでのオンライン申請や薬剤、検診情報といった自己情報の閲覧などの機能がスマートフォンのみでも利用することができます。ただ、コンビニ交付については、コンビニにある端末のほうが、まだ、スマートフォンに対応できている状態ではないということと、あと、国のほうでは年内中にコンビニ交付ができるようになりますというちょっとそこを明確にされてなかったこと、それとあとは、広報とか、周知とかの期間も含めまして、令和６年１月１日ということで、柴田町の条例では今回指定していた次第です。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　そうしますと、年内中にコンビニ等で条件が整ったとしても、柴田町の扱いは来年の１月１日からという理解でよろしいでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　スマートフォンに搭載する電子証明書なんですけれども、マイナンバーカードに電子証明書登載されている方でないとスマートフォンに搭載できないことになっています。それで、うちのほうでは１月１日の施行という形にしたんですけれども、まず、

コンビニ交付でいろいろな証明書を取るときに、町のほうが国のＪ－ＬＩＳっていう地方情報……何だっけ、日本語で言いますと、すみません、地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律というところが根拠になっておりまして、毎年４月にはホームページで告示させていただくんですけれども、そこと協定をコンビニ交付を開始する時に結んでいます。双方の協定をやめますよという申出がない限りは、ずっとコンビニ交付やっている間は協定を結んでいる状態なんですけれども、そこで町のほうが住民に対して電子申請で証明書交付があったんですけれども、この人は町で認めている人ですかというような内容で、それを協定で結んで結ぶことによって市町村の利用者証明検証者ということになりますので、ということは、マイナンバーカードを持っている方でないと、スマートフォンに電子証明書が搭載されない、町は、基本のところで証明の検証者になっているっていうことで、まずは１月１日前でも、うちのほうで誰が電子証明書をスマートフォンで取ったとか、カードで取ったかというところまでは判断しできかねるんですけれども、基本のところで検証者ということで、町が認めるような形になりますので、そこは問題はないと思っています。

○議長（髙橋たい子君）　課長、柴田町は来年の１月１日から適用になるんですかという質疑のようになるんですねということだったと思うんですが。石森議員、そうですよね。お願いします。

○町民環境課長（日置幸枝君）　１月１日の日程を設定はさせていただきましたがさ、先ほどすみません。石森議員のご質問についてはそれ以前に取れるのかという質問に、また、私、解釈しまして、申し訳ないんですけれども今のような説明をさせていただいたんですが、印鑑登録条例というのは、どこの町でも……いいんです。１月１日施行で柴田町としてはそれで施行させていただきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑、どうぞ。

○１番（石森靖明君）　ということは契約が１月１日からという契約だから１月１日施行ですよっていう意味で解釈でよろしいですね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　契約をしているわけではなく、コンビニ交付の始まった時点で協定を結んでいます。それで、今回条例改正なんですけれども、柴田町のほかでもいつ取れるようになるか分からないので、まず、他の市町村では公布の日から起算して１年を超えない範囲において規則で定める日からというような表現をしているところと、あとは公布の日から定

めるというような表現をして、条例を施行しているところもありますので、柴田町としては、国が年内中にコンビニ交付が取れるようになりますよという内容でしかこちらでは通知をいただいておりませんことから、年内中の改修であれば、１月１日施行ということでさせていただきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　ほかにないようですので、**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第11号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第１２号　柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第４、議案第12号柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君）　秋本です。

15ページになるんですが、第４条のすみません、第４条の第３項、これについてお聞きしたいと思います。

この中身を見ますと、当該処分通知等を受ける者の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされていたときに通知等が到達したものとみなすというふうに、こうあるんですが、これを後で確認する、あるいは第三者が確認する方法はどのような形になるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　こちらの条文に関しましては、すみません。第４条の３項ですね、すみません。（「第５条ですね」の声あり）第５条ですか。第５条には、電子署名の関係でございますので、ごめんなさい、電子記録による縦覧等でございますので、第４条と第３条がこの電子ファイルの件に入ってくるかと思うんですが……（「すみません、第４条の第３項でした」の声あり）４条、ありがとうございます。

第４条の３項ということで、処分通知のファイルが受けた記録がされたときに処分の通知を受けたものに到達したということの関係でございます。システムの受付サーバーに備えられましたファイルのほうに記録が完了したときのことを言いますけれども、その際には、申請された方でその処分の通知を受けられる方のところに、何らかの方法、メール等を使った通知のほう、こういうことで役場のほうからなり、施設のほうから通知のほうが来ていますよというようなことが来た時点のことを指しております。（「すみません」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　はい。

○12番（秋本好則君）　私聞きたかったのは、それを第三者が確認する方法はどうやるんですかということです。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　すみません。

○議長（髙橋たい子君）　どうぞ。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　申請者、もしくは町の機関以外の第三者が確認できるということです。すみませんよろしいでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　課長、すみません。もう一度お願いします。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　すみません。第三者というのは、申請をされた方で、その通知を受けられる方は同じ方だと思うんですけれども、あとは町の機関とのやり取りになるんですが、それ以外の方ということです。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。

暫時休憩をいたします。

午後１時１２分　　休　憩

午後１時１４分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

もう一度、秋本議員、質疑を。

○12番（秋本好則君）　この到達した時期というふうにここに書いてあるんですけれども、もし、その書類が後に何かの争い事に使われる場合もあり得ると思うんですね。そうしたときに、言った言わないという話になっちゃいますので、それを第三者が来たか来ないかということを検証する必要が出ると思ったんです。だからそのときに、どういう検証ができるのか、例えばサーバーの開設者であれば、そこからログ解析からどういう書類が来たというふうに見られるはずなんですが、サーバーの開設者でなくレンタルした形であれば、到着したということは証明されると思うんですが、その中身までは入れないと思うんですね。ですからその辺をどうするんですかということをお聞きしました。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　そういった場合、もしその第三者にその確認をしなければならないということが生じた場合に備えまして、サーバーの契約のほうをしていきますので、その中に盛り込むような形で確認する方法を入れていきたいというふうに考えております。

（「分かりました」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　ほかに質疑ありませんか。１番石森靖明君。

○１番（石森靖明君）　１番石森です。

この電子処理によって行われるそのやり取りについて、例えばシステム障害とか、ネットワーク障害とかが生じた場合の免責事項、免責に係るような条文というのはこちらのほうに盛り込まれているんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　免責事項に関して、もしシステム障害等ありまして、町の機関のほうの重大な過失等がはっきりしているのであれば、賠償の方の責任というのは出てくるかというふうに思いますが、通信回路とか、回線の関係で到達しなかったとかというようなことであれば、そこはシステムの申請する際の同意事項みたいな部分にチェックを入れていただくとか、そういった部分で対応しながら、運用の中で行っていきますので、条例の中で特にうたわれるというものではございません。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。（「結構です」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。８番佐久間光洋君。

○８番（佐久間光洋君）　佐久間です。

３点お伺いします。

まず、11ページ、まず、改正前後の表になっていますけれども、まず、その一番上です。左側と右側に、多分これ条例のタイトルなんだと思いますけれども、これは条例の名前が変わったっていうことを意味するのか。これが１つ目ね。

それから、次は、14ページの左側の太い文字で書いてあります。６項になりますね。それの一番最後です。以下、この項から第５項までにおいて同じとするというふうにありますけれども、以下、この項からというのは、この項というのは６項のことを指すのか、そうすると６項から５項に、逆に行くような表現になっているんですけれども、これでいいのかどうかというのが２点目。

次は、18ページ、これは左側の第11条になります。これの最後のところに、その他の方法により随時公表をするものとするというふうに書いてあります。これは、しなければならないということではないわけですから、拘束にはならないんですけれども、するものとするっていうのは、もしかしたらないこともあるというふうに解釈してよろしいのか。

以上、３点です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　１点目が、11ページの条例の名称になります。こちら詳細説明のほうでも申し上げさせていただいたんですけれども、国の法令に沿った形で今回町のほうの条例の名称も合わせて変更をさせていただくということで、新旧の条例におきまして、条例の何ていいますか趣旨というか、目的に関しましては変わってございませんので、タイトルのほうもそういった形で法令に合わせた形での変更という形を取らせていただいております。

それから14ページの第６項の部分ですか、第３条の第６項の後半部分ですね、ここの解釈の仕方になるんですけれども、この場合においてというところからになるんですけれども、第２条中、行われた申請とあるものを行われた申請等（第６項の規定により）となっていますから、この部分に置き換えるというような条項になります。ですので、ここでいう前項というのは、第２項から見ての形になりますので、第１項の規定を適用する部分に限るという形になります。以下、この項からというのが、第２項を指します。第２項から第５項までにおいて同じとするというような中身でございます。

それから、18ページの第11条、するものとすると、随時公表するものとするということなんですけども、こちらに関しては、町のほうでするというような解釈でよろしいかというふうに

なります。

よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○８番（佐久間光洋君）　全体を通して分かりにくいですよね、言葉がね。とにかく何回も読まないと分からないというような書き方で相当苦労しました。今の説明聞けばなるほどということなんで再度あとそしゃくをしてみたいと思います。

３番目に聞いたのは、するものとするものとするというその表現は、ないこともあるということを含んでいるのかというふうな意味だったんですが、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　この用字、用語の使い方につきましては、総務のほうの例規担当の部署のほうともお話のほうをしっかりさせていただいてつくり込んだということですのでご理解のほういただきたいというふうに思います。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑ございませんか。いいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑がないようですので、**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第12号柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第１３号　柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第５、議案第13号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。１番石森靖明君。

○１番（石森靖明君）　１番石森です。

今回１か月分で１か月の10分の１減額ということなんですけれども、徴収不能額等から勘案して、こういった処分の内容に至った経緯や理由についてお尋ねします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　今回の処分に至った経緯と理由等ということでございますが、提案理由でもご説明申し上げましたけれども、今回の改正、処分については、徴収することの事務の誤りについて、町長、それから副町長の責任を明確にするという意味での改正でございます。

この量刑と言ったらいいんでしょうかね、その減額する金額等、それについても近隣の状況等、過去の状況を確認しましたが、必ずしも同じようなケースというのはございません。どれくらいが本当に正しいんだろうかということで、実際のところいろいろ検討はしたんですけれども、あくまでも町長、副町長の引責ということで、自らを戒めるために自らが判断したということでの内容でございますので、この減額の量、それから期間が妥当かどうかということについては、そういった戒めということですので、妥当というふうに考えているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑ないようですので、**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第13号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第１４号　柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第６、議案第14号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君）　白内です。

現在、採用されてから実際研修を受けられるまでにどのくらいの期間がかかっている。時間がかかっているのか。それと、この改正では２年以内にとなっていますけれども、２年以内というのは何か根拠があっての２年以内なんですか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　研修のほうですけれども、今年度で言えば、今まさに、来月10月だったと思いますけれども、今年度については約10名ほど研修を受ける予定になっております。

あと、２年以内ということの根拠というか、理由ですけれども、これについては今後、放課後児童健全育成事業を充実させていくために、放課後児童支援員をできるだけ多く確保するという趣旨によるものでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ございますか。あくまでも質疑でございますので、質問はなさらないようにお願いいたします。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　10名受ける予定とのことですけれども、大体これで何％、本来、研修を受けるべき人のどのくらいが10名なんでしょうか。そのうちの何名が10名なんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　質問というようになるようなんですが、白内議員、ならないようにお願いします。もう一度お願いします。

○16番（白内恵美子君）　２年以内にすれば100％受けられるので２年以内ということの条例改正なんですか、どういうふうに受け取ればいいんですか。要は、今後、支援員を増やすということなんだけれども、実際には本来であれば採用してすぐに受けられるのが理想だけれども、年に１回しかやっていなければ、せめてそこで全員が受けられればいいわけですよね。でも、

２年以内にするということは、１年以内では受け切れないから、２年までという考え方の改正なんですか。どういうことなんでしょう。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　この支援員というのは、各放課後児童クラブに30名を１支援単位となるんですけれども、各クラブごとに30名ということで、30名を１単位としているわけですけれども、それを２名１単位で２名必ず必要という形になっています。なので100％皆さんが受けるという形ではなくて、単位で、例えばですけれども、槻木放課後児童クラブは90名なので３単位で、例えば９名という形が支援員として必要な充足の人数という形になります。

２年以内というのは、やっぱり今もお話ししましたけれども、できるだけ多く確保したいということで、期限を少し余裕を持っているという形になると思います。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第14号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第１５号　財産の取得について（船岡城址公園用地）

○議長（髙橋たい子君）　日程第７、議案第15号財産の取得について（船岡城址公園用地）を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。１番石森靖明君。

○１番（石森靖明君）　１番石森です。

当初予算ですと１億5,423万5,000円で計上されていたんですが、今回、それよりも安い金額での計上となっております。議案関連資料で示されているさきに取得済みの土地の平米単価で計算すると、当初予算で大体合っているんですが、今回、この金額が変更というか、平米単価が抑えられた理由についてお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　取得金額について抑えられた理由ということでございますけれども、まず、当初予算のほうでお願いをしておりました予算額なんですけれども、近隣の町の購入事例ということで、図書館の建設予定地、こちらを購入したときの単価ということで予算は積算をさせていただいておりました。ということで、１万8,992円の単価でもって予算のほうは積算をさせていただいております。

今回の取得金額につきましては、町の公有財産の価格審査会のほうにも諮りまして、不動産鑑定をするということで、その評価額であります平米単価１万8,800円という結果が出たんですけれども、そちらの金額で地権者の方と交渉してご了解をいただいたという結果でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ございますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。13番大坂三男君。

○13番（大坂三男君）　航空写真を見ますと、8,121平米ということで、かなり広い面積ですね。これは都市構造再編集中支援事業ということで、全協等で何回か説明を受けておるんですが、結構広いなという感じです。私、一般質問で取り上げた給食センターのほうがなかなか決まらない中で、これほど広い土地がスムーズに決まっちゃっているということで、大変結構なことなんですが、これだけの広さの部分を購入する理由といいますか、どんなことに使用するかということで、かつて多少説明は受けたと思うんですけれども、もう少し町民に説明をするためにも、もうちょっと詳しく、もう１回説明をお願いしたいというふうに思います。

あと補助金なんですけれども、これはこの集中支援事業ということで、２分の１が国からの補助がある。そしてその大部分を残りの大部分は、起債対象として認められて、そのまた一部が農地の交付税措置ということだったと思うんですが、そうしますと、今のこの土地って借りているわけですよね。地代が年間どのぐらいで借りて、なおかつ駐車場ということで桜まつりの頃は駐車場料金取っていると思うんですが、ここを今回１億5,000万円で購入した場合に、

今後ともその駐車場として十分活用していけて、従来どおり、年間どのぐらいの駐車料金の収入になっているか、そこも含めてお聞きしますが、何年くらいで回収できるのかなということもありますんで、その辺、ちょっと分かればご説明をお願いしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　大坂議員、契約に関しての質疑ということでお願いをしたいんですが、その部分も……（「関連ですので、答えられればお答えいただきたい」の声あり）

答えられる部分ということでお願いをしたいと思います。どうぞ、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　まず広い面積であるというご指摘でございますけれども、こちらの公園ということでの購入ということでお示しをさせていただいております。こちら公園という理由なんですけれども、都市計画のほうで、公園としての都市計画決定が平成10年12月８日になされております。ですので、公園として、もう位置づけ工事がなされているということでございますので、今回、今までは賃借ということでお借りをしていたわけなんですけれども、購入をさせていただいて整備をするということになります。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君）　秋本です。

今の課長の答えで半分、もう答えもらっているんですけれども、全協のほうでも公園用地に充てるという説明がありました。今回、これを見ると、取得理由のところに、船岡城址公園用地に充てるためとちょっとニュアンスが違ってきたもんですから、公園用地ですねというのを確認したかったんで、それをもう１回確認したいと思います。公園用地として取得するんですね、確認したいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　都市計画決定ということでご説明申し上げましたけれども、そちらに位置づけられた公園として用地を取得するということでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ございますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑がないようですので、**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第15号財産の取得について（船岡城址公園用地）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第１６号　令和５年度柴田町一般会計補正予算

○議長（髙橋たい子君）　日程第８、議案第16号令和５年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず債務負担行為補正、地方債補正を含め、総活と歳入を一括といたします。

歳出については、まず１款議会費39ページから４款衛生費48ページまで、次に６款農林水産業費48ページから10款教育費57ページまでといたします。なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総活と歳入の質疑を許します。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君）　白内です。

37ページの17款２項６目６節の一番下ですよね、教育支援体制整備事業費補助金、先日説明はあったんですけれども、教員の多忙化解消、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　37ページ、17款２項６目の教育支援体制整備事業費補助金についてです。これにつきましては本庁のほうで各学校のほうに校務支援員を配置しております。教員の多忙化解消のためということで配置しているんですけれども、その支援員を配置している市町村に予算の範囲内で交付されるという補助金になっております。

要件といたしましては12学級以上の大規模校ということで、本町では５校分を県のほうには要望したんですけれども、実際に配当とか該当になったのは、決定されたのは４校分ということで100万円掛ける４ということで、４校分400万円という形になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　そうしますと４校だと、１校１人だけぐらいの支援員ということにな

るんですか。仕事の内容としては、事務的なことのお手伝いということでよろしいんですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　あくまでも、町のほうでは、会計年度任用職員で予算のほうは配置しておりますので、それに対して県のほうから補助でいただくという形になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　ほかにないようですので、**これで総括と歳入の質疑を終結いたします。**

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、39ページの議会費から48ページの衛生費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君）　白内です。

40ページの一番下、財産管理費の委託料に、低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬処理業務委託料があるんですけれども、これは、どこの分なんでしょうか。

それから、44ページ、福祉課、３款１の２の12節２目の12委託料に、生活管理指導短期宿泊事業委託料ってあるんですけれども、どういう内容で、どういうところに委託するんでしょうか。

それから、45ページ、民生費の児童福祉総務費の事業内訳のところに槻木保育所エリア再構築可能性、あ、ごめんなさい。これではなかったです。

下のほう、修繕料のほうか、ごめんなさい、修繕料だ。10節の修繕料というのは、どこの何になるんでしょうか。

それから、すみませんもう一つあります。46ページの17節備品購入に冷蔵庫とあるんですけれども、これは槻木児童クラブの冷蔵庫なんでしょうか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　１点目、財産管理費の40ページ、低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬処理業務委託料ですが、どこから出たのかということですが、ほとんどが役場庁舎から出たものでございます。一部、農村環境改善センターからも出ますので、それを１つにして処理をしていただくという内容でございます。

○議長（髙橋たい子君）　次に、福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　44ページですね、３款１項２目老人福祉費、生活管理指導短期宿泊事業委託料でございます。こちらのほうは一時的に居宅以外で養護を必要とする場合に在宅の高齢者に対して短期間の宿泊によりまして日常生活の指導とか、支援を行うものでございます。

それで、内容なんですが、具体的には特に高齢者の虐待などいろいろあるんですけれども、身体的、心理的、経済的諸事情で緊急で一時的に保護が必要というようなときで、どういうところにというところですけれども、養護老人ホームのほう、３か所になるんですけれども、箇所数は、一時的な短期入所に係る費用の所要見込みというところになります。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　３款２項１目10節需用費の修繕料150万円ですけれども、こちらについては船岡保育所、図書コーナーの雨漏り修繕や、むつみ学園の建具のレール交換、雨樋の交換などになります。

次、46ページの備品購入費の冷蔵庫ですけれども、こちらについては槻木放課後児童クラブではなくて、槻木小学校のほうに置いてある冷蔵庫の買い替えになります。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　40ページのＰＣＢ廃棄物なんですが、役場庁舎からというのは、この庁舎全体を改修したときのものなんですか。いつのものなのか伺います。

それから、修繕料で船岡保育所、もう船保も雨漏りしているんですか、一応、そのほかのところも大丈夫なんですか、船岡保育所。急に心配になりました。

それから、46ページの、冷蔵庫の件ですが、これまでもあくまでも児童健全育成事業だから児童クラブには児童クラブなんですか、どこ、さっき、槻小の分っていうふうにあったので、もうちょっと説明、詳しくお願いします。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　役場から、庁舎から出たそのＰＣＢ関係ですが、庁舎の地下に電気室というのがございまして、そちらを改修したときに出たものでございます。現在はそういう電気関係の設備は中庭にあります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　船岡保育所の修繕ですけれども、建ててから16年ですかね、たっておりますので、至るところというとあれですけれども、修繕箇所は出てきているというのは事実でございます。

あと、冷蔵庫の件ですけれども、すみません。ちょっと言葉が足りなかったんですけれども、槻木小学校の中にある放課後児童クラブの冷蔵庫になります。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑どうぞ。

○16番（白内恵美子君）　最後の槻木小学校の中にある放課後児童クラブの冷蔵庫だということなんですが、新たにつくったほうの冷蔵庫というのは、購入したんでしょうか。要はなかったんですけれども、こちらのほうが何でしょうか、故障したか何かで買い替えなわけですか、その辺の説明をお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　そうですね、1995年製の冷蔵庫になっておりまして、もう修理部品がございませんので買い替えという形になります。

○議長（髙橋たい子君）　ほかに質疑ありませんか。１番石森靖明君。

○１番（石森靖明君）　１番石森です。

41ページの一番上ですけれども、除雪融雪委託料についてですけども、こちら何日分で何回分なのかお伺いしたいと思います。

次に、42ページの総務費戸籍住民基本台帳費の一番下役務費で、コンビニ交付委託手数料と41万円ありますが、この41万円というのは予想以上にコンビニ交付の実績が多く推移していてプラスで補正ということでよろしいかお伺いをしたいと思います。

次に、45ページですけれども、槻木保育所エリア再構築可能性基礎調査事業で５万円計上されております。事前の説明でもありましたが、この調査によってどのような成果を求めて調査をして、進めることとしているのかお伺いします。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　41ページの一番上、除雪融雪委託料、この積算根拠ですが、２時間の作業を10回分、10日分作業していただくということで積算をしております。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　42ページ、２款３項１目11役務費なんですけれども、この41万

円の増につきましては、令和５年度当初予算は、前年実績の約1.25倍の年間6,000件で予算計上しましたが、マイナンバーカードの保有率の向上やコンビニ交付の利用者の増加により４月から６月の３か月間で1,966件の利用実績となりました。これを考えると年間ではちょっと今の現在の予算では足りないということで41万円の増になったものです。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　槻木保育所エリア再構築可能性基礎調査事業の内容、成果のほうでよろしいですかね。成果のほうについては議員全員協議会でもお話ししたとおり、民営化のほうを槻木保育所の民営化を考えておりますので、そちらのほうの他市町村のほうに、先進地ですね、視察ということで、民営化の参考になるところを視察に行くという形になります。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　除雪の件なんですけれども、これ多分恐らく雪が降ればですけれども、確実に必要になってくる経費だと思うんですけれども、今回、当初じゃなくて補正で計上、昨年度、すみません、不勉強で、昨年もしかすると補正だったのかもしれませんけども、当初ではなく、補正で上がってくるというこちらの理由についてお伺いしたいと思います。

　あと、コンビニ交付の手数料ですけれども、41万円でプラス何件分くらいこれ対応できる予算額であるのかお伺いをしたいと思います。

　槻木地区の保育所の件ですけれども、視察に行って、民営化しているところの視察をすることによって、民営化に向けた状況を確認するということなんでしょうけれども、すみません、説明であったかもしれないですけれども、もう一度、どういった方々が行って、最終的にどういった報告を、どのような形でされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　このタイミングでの計上となりました。一番大きいのは、やはり当初予算での歳入歳出がやはり厳しくてということもありましたが、編成時期におきまして、役場駐車場の除雪実績がまずなかったこと、あとは、３センチ以上積もったりしたときには頼むということにはしていたんですが、うちの職員が除雪トラックを運転して除雪したり、あとは守衛さんにお願いして、前の日に融雪剤をまいてもらったりと、ちょっとそういう工夫をして、当初予算で45万6,000円は計上しないでということにした次第でございます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　令和５年度の年間の予想件数を9,500件としまして、この補正

の予算を計上するまでに1,966件の実績がありましたので、今後、7,534件のコンビニ交付を見込んでおります。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　先進地視察ですけれども、今のところ私を含めて３名の予定でおります。

成果というか、だったんですけれども、そちらについては民営化に向けて、例えばですけれども、プロポーザルの仕方とか、あと民営化に向けてスムーズな手順とか、そちらのほうを確認したいというふうに考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　ないようですので、次に、48ページの農林水産業費から57ページの教育費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君）　秋本です。

50ページの表の上のコミュニティプラザ費なんですが、それの14節工事請負費803万円出ておりますが、このＬＥＤ化の工事のものは、照明器具の球を取り替えるだけなのか、照明器具全体を取り替える工事なのか、そして何灯ぐらいなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それとその次の51ページ、土木費の中の12節委託料なんですが、道路維持改修工事実施設計委託料、この中身、一度説明あったと思うんですが、ちょっと分からないところありましたんで、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと、その次の52ページ、公園緑地費の中の、これも12節の委託料桜育成管理委託料が出ているんですけれども、本数とか場所とか、その詳細を教えていただきたいと思います。

それと、56ページの図書館費の中に、12節のこれも委託料が入っているんですが、660万円、これアドバイザリー業務委託料になっておりますが、今までのアドバイザーの契約とどこが違うのか、どのような違いが出てきて、あと人数とか、その辺の詳細を教えていただきたいと思います。

それと、最後、57ページの上のほうの表、これは保健体育費の中の14節工事請負費、約１億

円で、体育館取付工事改良工事が出ているんですけれども、体育館周囲の道路については、これで終わりなのか、それともこれから周辺の道路について予定するのがあるのか、その辺だけちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。最初に、商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　まず、１問目でございます。

議案書の50ページ、７款１項３目商工費のコミュニティプラザ管理費、14節の工事請負費、槻木駅コミュニティプラザ照明設備ＬＥＤ化更新工事についてでございます。

ご質問いただきました器具全体、器具自体の更新なのか、球だけなのかということでございますが、器具全体の更新になります。現在の槻木駅の照明については水銀灯及び蛍光灯となっておりますので、中にはもう建築から25年経過しているということで、もう製造中止というものもございまして、点灯していない箇所もございますので、今回、一斉に器具全体を更新するものでございます。

まず、撤去する台数が147台撤去しまして、新たに照明器具を新設するのが125台となっております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　まず、51ページの道路維持費の委託料の道路維持改修工事実施設計委託料、こちらの内容でございますけれども、こちらにつきましては、町道船岡11号線になりますが、現在、総合体育館建設予定地、そちらの１路線南側に、古河公園のところになるんですけれども、そちらの路線内の側溝が排水不良ということになってございますので、機能を回復させるための測量でありましたり、実施設計を行わせていただきたいという内容でございます。

続いて、52ページ、公園緑地費の委託料、桜育成管理委託料の本数、場所等ということでございますけれども、こちらにつきましては、てんぐ巣病の駆除費用ということでお願いをするものでございます。

場所につきましては、船岡城址公園、それから白石川堤、葛岡山公園、阿武隈川の左岸の堤ですね、こちらの桜について、460本ほどのてんぐ巣病の駆除費用ということでお願いをするものです。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　10款４項12節の委託料、新図書館建設アドバイザリー業務委託料660万円についてですが、こちら新図書館の基本設計、実施設計の提案については、公募プロポーザル方式を採用する予定としています。プロポーザル方式は価格ではなくて、優秀な提案者を優先交渉者として選定し、契約を行う企画競争入札となりますので、新図書館の基本設計、実施設計の提案をプロポーザル方式で選定するためのアドバイザリー業務、優先交渉権者を選定するための支援業務を委託するものになります。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、スポーツ振興課長補佐。

○スポーツ振興課長補佐（小林威仁君）　10款６項１目14節工事請負費9,928万9,000円の仮称柴田町総合体育館取付道路改良工事なんですが、こちらにつきましては、建設予定地の北側にある県道でございまして、直接的な道路につきましてはこれで終了となります。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君）　１点だけ追加というか補足でお聞きしたいんですが、51ページの道路維持改修、先ほどの公園のところの排水路という話、出てきたんですけれども、金額が金額なもんですから、これで何メーター測量すると、この700万なのかなと思いまして、水路の延べ長さを教えていただければと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　路線の測量ということでは、225メーターということになります。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑はいいですか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君）　白内です。

49ページの６款１項９目14節の工事請負費、三名生排水機場非常用自家発電装置更新工事なんですが、停電時にフル稼働で何時間もつものなんですか。

それから、同じく49ページのこれは６款２項１目12節100万本植樹寄贈事業植栽の詳しい説明をお願いします。委託先はどこになるんでしょうか。

それから、52ページ、８款、ごめんなさい。これは特定財源のところを聞きたかったんです。

８款４項３目の特定財源のその他についての説明をお願いします。

それから、同じく52ページのところの下のほう、４目駅周辺整備管理事業の10節修繕料の説明をお願いします。

それから56ページ、これも特定財源について聞きたいんですね、10款５項４目の図書館費の特定財源その他となって1,317万6,000円ありますが、その説明をお願いします。

同じく、56ページの下、保健体育費の保健体育総務費の、ここも特定財源のその他の説明をお願いします。

それから、57ページも同じことなんだけれども、学校給食センターの特定財源のその他の説明をお願いします。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。最初に、農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　49ページ、６款１項９目14節三名生排水機場非常用自家発電装置更新工事677万8,000円です。三名生排水機場の非常用自家発電装置、停電時に稼働させるための装置ですが、出力85キロボルトアンペアのもので、20時間稼働いたします。

同じく49ページ、６款２項１目12節100万本植樹寄贈事業植栽委託料49万8,000円です。本委託は、宮城県の事業である100万本植樹事業による寄贈を受ける緑化木の植栽を行うものです。

植栽予定地は、船岡城址公園の早春の丘にユキヤナギ等200本を植栽するものです。予算お認めいただければ、長年、船岡城址公園の剪定業務等を請け負っておる公益社団法人柴田町シルバー人材センターに委託する予定となっております。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、都市建設課長、どうぞ。

○都市建設課長（池田清勝君）　まず、52ページの公園緑地費のほうの特定の財源その他でございますが、こちらにつきましてはふるさと柴田応援寄附金のほうの充当ということになります。

それから同じく52ページの４目駅周辺整備管理費の修繕料でございますけれども、こちらにつきましては、槻木駅前広場の白線でありましたり、同じく槻木駅の東、西側の広場の舗装、それから船岡駅前の歩道の平板等に傷みがございますので、修繕をしていただきたいということで計上させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、生涯学習課長、基金です。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　先ほどちょっと誤って申し上げてしまいました。10款５項４

目の図書館費、先ほど財源ということでお話がございました。その他が1,317万6,000円、一般財源1,050万円ということなんですが、この1,317万6,000円については、歳入でも財政課長のほうで説明していただいたんですが、基金から660万円、委託料として繰入れ、基金繰入金とそれから図書館建設基金積立金657万6,000円については、ふるさと柴田応援寄附金のほうで財源充当していただいているということになります。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、スポーツ振興課長補佐。

○スポーツ振興課長補佐（高橋秀治君）　56ページ、10款６項１目特定財源のその他、１億196万1,000円の内訳ですが、スポーツ振興基金が9,928万9,000円、267万2,000円のふるさと柴田応援基金からの財源となっております。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　57ページ、学校給食センター費、特定財源の1,082万2,000円ですけれども、こちらふるさと柴田応援基金となっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。１番石森靖明君。

○１番（石森靖明君）　１番石森です。

まず、52ページの公園緑地費の工事請負費、（仮称）三名生公園の施設改修工事300万円ですが、事前の説明でもありましたが、今、ワークショップが開催されていると思いますが、そこでの議論を踏まえた遊具等の設置ということで理解してよろしいかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、53ページの災害対策費の委託料、避難所看板塗装業務委託料、それから避難所看板設置工事費なんですが、こちら委託の内容とこの看板の設置の箇所についてお伺いをしたいと思います。

最後ですけども、57ページの、報償費、学校部活動地域移行検討協議会会員の委員謝礼で20万1,000円計上されていますが、どういった方々を何名、委嘱される予定なのかお伺いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。最初に、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　まず52ページ、公園緑地費の14節工事請負費でございます。（仮称）三名生公園の施設改修工事ということで計上させていただいておりますが、こちらただいま議員おっしゃるとおりワークショップを進めているということでございますので、これからワークショップの開催で出てきます内容に沿った形で遊具等の整備を行ってまいりたいと

いうことにはなるんですけれども、今回計上させていただいておりますのは、事前の準備といいますか、公園ということになりますと、外部からの進入路、それから、入り口ですね、そういったものも必要になりますし、現在児童館としての遊具ございますけれども、ちなみにブランコなんですけれども、ちょっと安全距離が取れていないというような状況にもなっておりますので、そちらもちょっとワークショップ等、お話合いをさせていただきながら、遊具の更新についても若干進めていければいいのかなと思っている内容でございました。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　53ページ、消防費12節委託料避難所看板塗装業務委託料についてでございますが、町内９か所の優先避難所中、西住公民館を除く８か所の避難所には、既設の看板がございます。これらの看板は誰でもが分かりやすい意味するものの形状を使って、その意味概念を理解させるピクトグラムへの看板表示の変更ということでございました。当該業務につきましては、当初予算で措置していたところでございますが、当初はのっぺりとした通常の看板表示の変更で検討していました。しかし、課内で設計委託の段階になり、夜間でも見えやすくする高輝度規格でハイカラな看板としたほうが、住民誰もが分かりやすくなり、平常時より、避難所としての理解してもらえるようになると考えまして、今回この高輝度規格への変更の補正をお願いするものでございます。

２つ目です。14節工事請負費避難所看板設置工事についてでございますが、こちらは１か所となります。場所は西住公民館でございます。こちらも通常の看板設置工事から、文字盤を高輝度規格へ変更する分の補正をお願いするものでございます。

○議長（髙橋たい子君）　続いて、スポーツ振興課長補佐。

○スポーツ振興課長補佐（高橋秀治君）　57ページ、10款６項１目学校部活動地域移行検討協議会委員謝礼20万1,000円の計上ですが、委員のほうは10名を予定しています。柴田町学校部活動地域移行検討協議会設置要綱に基づきまして、対象、委員の組織する者が、学識経験者、スポーツ団体及び文化団体の代表者、学校の関係者等になっております。

金額につきましては、報奨につきましては6,700円の10名掛ける会議を３回予定しております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありますか。どうぞ。

○１番（石森靖明君）　三名生公園の件ですけれども、当座そうすると、４年度分で進められる

分で300万円という理解でよろしいかどうかお伺いします。

あと避難所看板の塗装ですけれども、高輝度、すみません、令和５年度で当座行う分というで理解してよろしいかお伺いをしたいと思います。

それから、避難所看板ですけれども、その高輝度がどの程度ハイカラなものなのかちょっと分からないんですが、高輝度というのは、あれですかね、光が当たったときに、何か反射して見えやすいとかそういうことで理解してよろしいかお伺いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。最初に、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　公園緑地費の（仮称）三名生公園の施設改修工事についてでございますけれども、５年分ということ、今年度分ということでの内容で工事をさせていただく内容ということになってございます。

あと引き続きまして、ワークショップ開いてまいりますので、その中で様々なご意見をいただきながら整備のほうは次年度以降ということにはなりますけれども、進めてまいりたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　高輝度の定義でございますけれども、議員お見込みのとおり夜間でも光が当たったときでも見えるようになるというような性質のものでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

それでは、今まで指定をしました57ページまでということなんですが、そのほかに質疑ある方いらっしゃいますか。大丈夫ですか秋本議員、あったんですがいいですか。事前質問にあったんですけれどもいいんですか、62ページ、よければいいんですよ、そのほかにある方って言いました。ありますか、どうぞ。

○12番（秋本好則君）　62ページのところの、すみません、ちょっと出します。62ページのところの臨財債なんですが、これは私からちょっと考えなんですが、大分減ってきているんですが、これは限度額が減ってきているのか、それとも限度額いっぱいまで出さないようにしているのか、自制しているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　これは限度額が下がってきているものです。町として限度額を意図的に下げているものではなくて、毎年度の普通交付税の算定の際に、国から示される発行可能額を目いっぱい打つようなお願い。

○議長（髙橋たい子君）　再質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　ほかにないようですので、**これをもって質疑を終結をいたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第16号令和５年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第１７号　令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（髙橋たい子君）　日程第９、議案第17号令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第17号令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第１８号　令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（髙橋たい子君）　日程第10、議案第18号令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第18号令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１　議案第１９号　令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（髙橋たい子君）　日程第11、議案第19号令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第19号令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２　議案第２０号　令和５年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（髙橋たい子君）　日程第12、議案第20号令和５年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第20号令和５年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３　議案第２１号　令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（髙橋たい子君）　日程第13、議案第21号令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　討論なしと認めます。

これより議案第21号令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

９月８日午前９時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後２時２９分　　散　会

上記会議の経過は、事務局長大山　薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和５年９月７日

議　　長　　髙　橋　たい子

署名議員　１６番　白　内　恵美子

署名議員　１７番　平　間　奈緒美